WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2026 年 1 月号 | No. 01/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会会合文書

特許協力条約 (PCT) 作業部会の第 18 回 (再開) と第 19 回会合、並びに PCT 技術協力委員会の第 33 回会合は、2026 年 2 月 2 日から 6 日までハイブリッド形式で開催予定です。第 19 回 PCT 作業部会会合と PCT 技術協力委員会の会合の文書は、それぞれ以下の URL から入手可能です。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89833

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89830

リマインダ: WIPO の振込先口座情報変更のお願い

WIPO の銀行口座は Credit Suisse (クレディ・スイス) から UBS Switzerland に正式に移行しました。

2026 年 3 月 31 日以降、旧クレディ・スイス口座への支払いは全て拒否されます。国際事務局 (受理官庁としての役割を含む) に対する PCT 関連手数料の支払いの遅延を避けるため、今後の全ての支払いには、WIPO の UBS Switzerland の新しい振込先口座情報 (以下に再記載) のみをご使用下さい。

スイスフラン (CHF) 口座

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6
- Swift コード: UBSWCHZH80A

米国ドル (USD) 口座

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH24 0024 0240 FP10 2324 1
- Swift コード: UBSWCHZH80A

ユーロ (EUR) 口座

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH67 0024 0240 FP10 2324 3
- Swift コード: UBSWCHZH80A

なお、WIPO に当座預金口座を開設して手数料を支払う場合には、スイスフラン (CHF) でのみ可能な点にご留意下さい。米国ドルやユーロでの入金は受け付けておりません。

WIPO への PCT 手数料の支払方法に関する詳細 (上記の振込先口座情報も記載) は、特許の国際出願に関連する PCT 手数料の支払い をご参照下さい。

新 PCT 規則により国際特許調査の品が向上

PCT 規則の新たな改正が 2026 年 1 月 1 日に発効しました。PCT 規則 34、36 と 63 の改正により、国際調査機関が国際調査中に参照すべき最小限資料の定義が改定されると共に、国際調査機関と国際予備審査機関が選定される前と、選定されている間に継続して充足すべき最小限の要件が変更されました。また、最小限資料に 19 の国内特許コレクションが追加されました。

PCT 規則 33 と 64 の改正により、国際調査と国際予備審査の目的で使用される関連先行技術の定義が拡張され、書面による開示以外の開示も含まれるようになりました。同時に、PCT 国際調査機関と締約国の特許庁は、一部で依然使用されていた画像形式のみの特許出願に代わり、フルテキストによる特許出願の共有を開始しました。

上述した変更により、最小限資料が網羅する地理的範囲がより広範となり、先行技術の種類が特定されることで、出願人にとってより包括的な特許調査結果を得ることが可能となります。新たに追加された特許コレクションの大部分は、PATENTSCOPE データベースを通じて既に利用可能となっています。本規則改正の詳細は、PCT ニュースレター2025 年 12 月号に掲載されています。本規則改正の影響についての詳しい情報は、以下のニュース記事をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/w/news/2026/broader-data-stronger-rights-new-pct-rules-strengthen-international-patent-searches

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム: IP5 (五大特許庁) PPH 試行プログラムが 2029 年まで期間延長

中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 (EPO)、日本特許庁 (JPO)、韓国知識財産処 (MOIP)、米国特許商標庁 (USPTO) による共同決定に基づき、 IP5 特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムは、2026 年 1 月 6 日から 2029 年 1 月 5 日まで更に 3 年間延長されます。本試行プログラムでは、国際調

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

査機関 (ISA) の見解書 (WO-ISA) や国際予備審査報告 (IPER) をはじめとする PCT 国際段階での成果物を利用して、出願人が特許出願の早期審査を申請できます。

詳細は以下の URL をご参照下さい。

https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/12/31/art_1340_203419.html

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-ip5extension-jan2026.pdf

特許審査ハイウェイは、異なる国や地域の特許審査の結果を連携させ、特許審査機関による特許審査の加速を可能にするファストトラック制度です。本試行プログラムは、2014 年 1 月 1 日より開始されました。詳細は、PCT ニュースレター2013 年 10 月号に掲載されています。本試行プログラムに関するより詳しい情報は、以下の URL にアクセスして下さい。

https://www.fiveipoffices.org/activities/ws/ip5pph

WIPO 標準 ST.3 の新バージョンが 2025 年 12 月に公表

WIPO 標準 ST.3 (国、その他の組織及び政府間機関を識別する推奨標準 2 文字コード) の改定版が 2025 年 12 月 18 日に発効し、WIPO ウェブサイトに公表されました。

主な改定点は以下の通りです。

- ミクロネシア (連邦) (Micronesia (Federated States of)) の 2 文字コード「FM」を追加。
- フランス語とスペイン語版の編集上の修正を行い、正確性を向上させるとともに全言語における一貫性を確保。

WIPO 標準 ST.3 の改定版は、以下の言語で利用可能です。

英語: https: https://www.wipo.int/en/web/standards/part_03_standards

フランス語: https://www.wipo.int/fr/web/standards/part_03_standards

スペイン語: https://www.wipo.int/es/web/standards/part_03_standards

WIPO 標準は、知財情報や文献の管理・処理に関して世界的に認められた共通の枠組みを提供しています。WIPO 標準のリストは、WIPO Handbook on Intellectual Property Information and Documentation の Part 3 に掲載されています。同ハンドブックは、知財データ・情報・文献に関連する WIPO 標準、勧告、ガイドラインのための信頼性の高い情報源です。

WIPO 標準についての詳しい情報は、以下の URL をご確認下さい。

https://www.wipo.int/en/web/standards

WIPO グローバルアワード 2026: 世界中のスタートアップ企業や中小企業を対象に募集を開始

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY



WIPO グローバルアワードは、知財 (IP) を活用して事業成長と社会的価値の創出を実現するスタートアップ企業や中小企業を表彰するものです。本アワードは 2022 年に初開催され、知財を現実世界の価値へと転換する革新的で創造的な企業を称えることを目的としています。

WIPO グローバルアワード 2026 の応募受付期間は 2026 年 1 月 15 日から 3 月 31 日までです。応募書類はアラビア語、中国語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語で受け付けます。あらゆる産業分野と世界のあらゆる地域の起業家が応募できます。

2026 年は 10 社が表彰され、全分野からスタートアップ企業 5 社と中小企業 5 社、(今年の世界知的財産の日のテーマに呼応して) 新しいテーマ別のスポーツ分野賞に中小企業 1 社、また特別表彰 2 社 (最優秀女性起業家と最優秀若手起業家) が選出されます。

受賞者は WIPO - 国連ネットワークを通じた国際的な認知を得ると共に、知財戦略・商業化・事業成長に関するカスタマイズされた 6 か月間のメンターシップが提供されます。更に、世界中の投資家、企業、機関、ビジネスハブと連携可能な機会も提供されます。アワード受賞者は、2026 年 7 月に予定されている WIPO 総会開催期間中のジュネーブでの授賞式への招待を受けます。

アワードの詳細と応募に関する情報は、以下の URL からアクセスして下さい。

www.wipo.int/en/web/awards/global

2026 年 4 月 26 日 世界知的財産の日

知財とスポーツ: Ready, Set, Innovate!



世界知的財産の日 2026 のテーマは「知財とスポーツ」とし、知財がどのようにしてスポーツ界全体の創造性とイノベーションを促進しているのかを探ります。

知的財産権は、最先端機器や革新的技術から、魅力的なブランドやデザインに至るまで、世界中の人々にインスピレーションを与え人の輪を繋げるダイナミックなスポーツ文化を様々な側面で支えています。世界知的財産の日 2026 では、情熱とアイデアをもってスポーツの未来を切り拓くクリエイターや発明者、起業家たちの活躍を称えます。

世界知的財産の日について詳しくはこちらから。

世界知的財産の日 2026 ユース動画コンテストが開始されました。応募締切は 2026 年 3 月 15 日です。スポーツ界で知財がイノベーションをどのように促進しているのかを創造力を発

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

揮して紹介しましょう。最大 3,000 スイスフラン相当の賞品を獲得するチャンスです。詳細は、以下の URL にアクセスして下さい。

https://www.wipo.int/ja/web/ipday/2026/video-competition

世界知的財産の日 独自キャンペーン企画のアイデアは、以下の URL から入手可能です。

https://www.wipo.int/ja/web/ipday/create-your-campaign

PCT アップデート

BA: ボスニア・ヘルツェゴビナ (手数料)
BG: ブルガリア (2026 年 2 月 1 日よりブルガリア・レフによる支払の受領停止)
DK: デンマーク (手数料)
EA: ユーラシア特許機構 (手数料)
FI: フィンランド (手数料)
IL: イスラエル (手数料)
SV: エルサルバドル (紙形式による写しの部数、代理人としての要件)

調査手数料及び予備審査手数料 (イスラエル特許庁)

イスラエル特許庁は、国際調査及び国際予備審査機関としての役割 (ISA/IPEA) に関する国際事務局との取決めの附属書 D (“Fees and Charges”) の Part I が改訂された旨を国際事務局 (IB) に通知しました。これらの改訂は、2026 年 3 月 1 日に発効し、関連手数料の新料金は以下の通りです。

調査手数料 4,203 イスラエルシェケル

追加調査手数料 4,203 イスラエルシェケル

予備審査手数料..... 1,801 イスラエルシェケル

予備審査のための後払手数料、料金は規則 58 の 2.2 に設定

追加予備審査手数料 1,801 イスラエルシェケル

配列表の後払手数料..... 540 イスラエルシェケル

1 文献あたりの写しの料金..... 52 イスラエルシェケル

2026 年 3 月 1 日より、受理官庁として行動する IB に支払う、調査機関としてのイスラエル特許庁 (ISA/IL) が徴収する調査手数料の換算額は、1,333 米国ドル、1,064 スイスフラン、1,142 ユーロと設定されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (IL)、附属書 E (IL) が更新されました)

最小限資料の部分を構成する特許・実用新案文献 (国立産業財産機関 (INPI) (フランス))

国立産業財産機関 (INPI) (フランス) は、2026 年 3 月 8 日より、最小限資料の部分を構成する特許文献の利用可能性について、PCT 規則 34.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国立産業財産機関 (INPI) (フランス) が公開した特許文献の詳細は、2026 年 1 月 8 日付の公示 (PCT 公報) に公表されました。PCT 最小限資料を構成するその他の特許文献の詳細は、2025 年 10 月 23 日付と 10 月 30 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されています。

PCT 関連資料の最新/更新情報

特許協力条約及び規則の刊行

特許協力条約及び規則の両方の条文を収録した小冊子 (WIPO 刊行物 274) が、2026 年 1 月 1 日付で更新され刊行されました。新しい小冊子 (訳者注: 電子版) は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語で、以下の URL から入手可能です。

www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4829

ISA 及び IPEA の取決めの改訂版 (イスラエル特許庁)

イスラエル政府と世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局との間で締結された取決めの改訂版が 2026 年 3 月 1 日に発効します。当取決めは、特許協力条約に基づく国際調査機関と国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁の役割に関するもので、以下の URL に掲載されています。

www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-agreements-ag-il-2026.pdf

ロシア語による PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドライン

2026 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則改正を実施するための PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドライン改訂版が、英語、フランス語とスペイン語に加え、ロシア語でも利用可能となりました。

www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ispe.pdf

PCT ウェビナーのプレゼンテーション資料

WIPO の PCT コンサルタントである Carl Oppedahl が、全 15 回のウェビナーシリーズを WIPO と共催しました。

Session 1: What is PCT? Why we care? Paris path versus PCT

Session 2: Planning for PCT and Paris, Article 4 of Paris, SAOSIT, Making use of WIPO DAS

Session 3: Selecting a Receiving Office, RO/US versus RO/IB

Session 4: Selecting an International Searching Authority

Session 5: Preparing a PCT Request – Making use of ePCT and getting benefit of validations, avoiding malpractice on priority claim mistakes

Session 6: Using workplace collaboration features of ePCT as you lead up to the PCT Filing, shared address book, external signatures, document reviews

Session 7: E-Filing of the PCT Application and docketing of PCT thereafter

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

Session 8: What to do when the International Search Report and Written Opinion arrive, do you file a Demand?

Session 9: Using ePCT for ‘actions’ such as 92bis requests, communicating with ISAs

Session 10: Mechanics of filing a Demand, steps before and after filing the Demand

Session 11: Understanding and using the five kinds of PCT declarations

Session 12: National-phase entry generally – tips for some Offices

Session 13: Choosing between US national-phase entry and bypass continuation

Session 14: Best practices and procedure for US national-phase entry

Session 15: Making use of PCT-PPH, and comparison with Track I

プレゼンテーション資料一式と公開予定の録画は、講演者のブログから無料でアクセスできます。

近日配信予定の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series: エピソード 3 Mastering PCT time limits (2026 年 1 月 29 日配信)

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 3 Mastering PCT time limits が 2026 年 1 月 29 日午後 3 時から 4 時まで (中央ヨーロッパ時間) 配信予定です。本ウェビナーでは、PCT が定める期間、期間の計算方法、期間の管理や PCT の期間を発動させる最も重要な PCT 様式について解説します。PCT 法務・ユーザ関連部の副部長である Matthias Reischle-Park が講演します。

ウェビナーは無料です。こちらから登録され、是非ご参加下さい。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

https://welc.wipo.int/acc/index.jsf

実務アドバイス

優先期間の最終日に出願する必要が生じた場合、国際出願に含めるべき必須書類は何でしょうか？

Q: 優先期間の最終日の今朝、クライアントから当特許事務所に PCT 出願の依頼がありました。明細書、請求の範囲と図面は、優先権を主張した出願と同一の内容です。出願に含めたい書類全てが揃って

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

いるのかをクライアントに再確認する必要がありますが、優先期間を逃してしまう懸念があります。優先期間が満了する前に国際出願に必ず含めるべき書類は何かを教えて下さい。

A: 優先期間が満了する前に、出願人は、国際出願日を取得するのに必要な全ての書類、且つ国際出願日を変更せずに、国際出願後に追加や補充ができない情報（訳者注: すなわち、国際出願後に追加や補充をすると国際出願日が繰り下がってしまう情報）を提出しなければなりません。

国際出願日を取得するための要件は、PCT 第 11 条(1) に規定されています。書誌情報に関しては、出願人の氏名に加え、PCT 締約国である国の国籍又は居住地を明記することが不可欠です。この情報は、出願人が、受理官庁に国際出願をする資格を居住地又は国籍上の理由により明らかに欠いていないことを示すために必要です。居住地又は国籍は、関連する締約国の国内法令に基づき、受理官庁が決定します。更に、PCT 第 11 条(1)(i) 及び (ii) は、出願は、管轄する受理官庁に所定の言語で提出することを規定しています。但し、これらの条件が充足されない場合、PCT 規則 19.4 の下、受理官庁によって、その出願は、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に転送されます（訳者注: 規則 19.4 による転送の場合は、最初の受理官庁での受領日が国際出願日と認定されます）。国際事務局は、全ての締約国の管轄受理官庁であり、あらゆる言語の直接出願を受領し国際出願日を付与しています。

提出される国際出願の願書には、（上述のとおり）出願人の氏名、住所と国籍を記載しなければなりません。但し、住所に不正確な点があったとしても、居住地又は国籍上の理由により出願人が受理官庁に国際出願を行う資格を有することを証明できる場合には、PCT 規則 92 の 2 に基づき、付与された国際出願日を変更せずに、国際出願後に変更の記録を要請できる可能性があります。

国際出願日を取得するには、国際出願の願書に、PCT 出願としての意図を示す旨の表示と少なくとも 1 つの PCT 締約国の指定を含む必要があります。これらの表示は、各受理官庁が PCT 出願用に認めている電子出願システムによって自動的に表示されるのが通常です。なお、PCT 規則 4.9 は、PCT 願書の提出は、国際出願日において PCT に拘束される全ての締約国の指定を構成することを規定しています。

願書には署名が必要であり、代理人が署名する場合には、原則として出願人が署名した委任状を提出しなければなりません (PCT 規則 4.1(d)、4.15、26.2 の 2(a)、51 の 2.1(a)(vi) 及び 90)。但し、大部分の受理官庁は委任状の提出要件を放棄しているため、委任状が不足している場合でも提出を求めることはありません（各受理官庁の詳細は、PCT 出願人の手引 附属書 C とウェブページ Waivers of powers of attorney requirement を参照）。また、PCT 第 14 条(1)(a)(i) と PCT 規則 26 に基づき、署名に関する欠陥は、国際出願日を変更することなく、国際出願後に署名を追加し補充することが可能です。従って、優先期間を逃してしまうリスクを冒してまで出願人（又は代理人）の署名を取得しようとする必要はありません。但し、後日出願を取り下げる必要が生じた場合に備え（この場合、PCT 規則 90 の 2.5 により、常に全出願人の署名が必要となります）、可能な限り早くご自身のファイルに委任状を保有しておくことが重要です。また、国内段階において、指定官庁から国際段階で提出されなかった委任状の提出を求められる場合もあります。

国際出願する前には他にもクライアントに確認すべき詳細があります（たとえ出願後の特定の期間内にそれらの詳細情報の追加や補充が国際出願日を変更せずに可能であったとしてもです）。例えば、優先権の主張 (PCT 規則 4.10 と 26 の 2)、申立て (PCT 規則 4.17 と 26 の 3) や継続出願若しくは一部継続出願としての指定に関する表示 (PCT 規則 4.11 と 26 の 4) は、国際出願日を変更せずに追加や補充が可能です（訳者注: ですが、国際出願する前に確認して記載することがベストプラクティスです）。な

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

お、国際出願日の付与後であっても、国際出願日を変更せずに国際出願の要約を提出することもできます。

更に、手数料は国際出願日から 1 か月以内に支払うことができ (PCT 規則 14.1(c)、15.3 と 16.1(f) 参照)、後払手数料の支払いを条件に更に 1 か月期間を延長して支払うことも可能です (PCT 規則 16 の 2 参照)。受理官庁は、調査手数料の支払いが完了するまで調査用写しを国際調査機関に送付しません。調査手数料の支払時期が、出願人が国際調査報告と見解書を受領する時期に影響を及ぼす可能性があることから、調査手数料は可能な限り早く支払うことが推奨されます。国際調査及び/又は国際公開に必要な翻訳文も可能な限り早く提出して下さい。詳細は PCT 規則 12.3 と 12.4 をご参照下さい。

より詳しい情報は、以下の PCT ニュースレターの実務アドバイスに掲載されています。

- 代理人として署名し行為する資格について: 2025 年 7-8 月号、2025 年 3 月号、2024 年 2 月号、2020 年 6 月号
- 申立てについて: 2014 年 2 月号
- 要約について: 2001 年 8 月号 (英語版)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 2 月号 | No. 02/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会 – 第 18 回会合

PCT 作業部会の第 18 回会合は、2025 年 2 月 18 日から 20 日に開催された前回の協議に続き、2026 年 2 月 2 日に再開されました。第 18 回会合では本作業部会により、以下の議題が協議されました。

国際出願の電子処理

本作業部会は、電子サービスの改善と PCT 手続のために提供される個人データの保護水準の向上を目的として、2026 年 7 月の PCT 同盟総会の会合で承認を得るため、PCT 規則 4、45 の 2、92 の 2 と 94 の改正案を提出することに合意しました。当改正案では、国際出願手続のために電子メールアドレスと電話番号の提供を義務付けること、一般がアクセス可能な一件書類から特定の個人データの除外を認めること、優先日から 30 か月が経過した後に通信用の住所変更を可能とするための根拠を規定しています (文書 PCT/WG/18/8 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス I 参照)。

PCT 手数料の換算額の設定

本作業部会は、換算額の設定プロセスを合理化し、為替レートの変動から新換算額の適用までの時間を短縮するため、「所定手数料の換算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針」の修正案を PCT 総会に提出することに合意しました (文書 PCT/WG/18/12 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス II 参照)。

取下げの通知書 (様式 PCT/RO/136) の写しを出願人に送付することの提案

本作業部会は、原則として、実施細則第 326 号及び PCT 受理官庁ガイドライン 322 項の修正を承認しました。当修正では、受理官庁が、出願取下げの効力を発生させる通知書を国際事務局に送付する際に、出願取下書の処理状況を出願人にも通達する (訳者注: 取下げの通知書の写しを出願人に送付する)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ことを希望する場合に、その通達を可能とする根拠を規定しています (文書 PCT/WG/18/10 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス III 参照)。

指定官庁における国内段階移行手続の手段

本作業部会は、国内段階移行の電子手段に限った手続に関する調査と、指定又は選択官庁が、所定の条件の下、出願人に対して国内段階移行の電子手段による手続を要求できるように認める PCT 規則改正案について議論しました。本作業部会は、会合で寄せられた意見を考慮し、改正案を更に検討するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/18/4 Rev. 参照)。

国際公開関連の処理

本作業部会は、国際調査報告と、第 19 条に基づき補正された請求の範囲に関する説明書を分けて国際公開する形式への変更案について議論しました。当変更案により公開手続が簡素化され、テキストベースの処理が促進されることになります。本作業部会は、寄せられた意見を考慮し、追加情報や修正案を提示するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/18/13 参照)。

国際調査機関と国際予備審査機関の任期延長の手続

本作業部会は、PCT 同盟総会 (PCT 総会) が国際調査機関及び国際予備審査機関の任期延長を決定する手続、並びに国際事務局と各機関との間で締結される関連する新たな取決めの様式について合意しました (文書 PCT/WG/18/5、PCT/WG/18/6 及び PCT/WG/18/15 参照)。

その他の事項

本作業部会は、以下の議題も扱いました。

- PCT の下での技術支援の調整 (文書 PCT/WG/18/9 参照)
- 特許審査官研修の調整 (文書 PCT/WG/18/11 参照)
- PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/WG/18/17 参照)
- 配列表タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/WG/18/18 Rev.参照)
- 配列表の処理 (文書 PCT/WG/18/14 参照)
- 国際調査報告のフィードバック試行プログラムに関する報告。当試行プログラムでは、参加庁は国内段階に移行する国際出願について、参加する国際調査機関が発行した国際調査報告に対するフィードバックを提供 (文書 PCT/WG/18/7 参照)。
- 知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約 (文書 PCT/WG/18/16 参照)
- PCT 規則 26.3 の 3 のフランス語版における軽微な修正 (文書 PCT/WG/18/3 参照)
- 国際出願の提出手段に関連する付随的改正 (文書 PCT/WG/18/19 参照)
- 第 31 回 PCT 国際機関会合の報告 (文書 PCT/WG/18/2 参照)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

要約と文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/18/20) は、作業文書、ウェブキャスト動画 (会合の音声がテキスト化されたトランスクリプトを含む) のリンクと併せて、 以下の WIPO ウェブサイトから入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=86208

PCT 作業部会 – 第 19 回会合

PCT 作業部会の第 19 回会合は、2026 年 2 月 4 日に開かれました。本会合は中断されましたが、将来再開の予定です。本会合の文書は、以下の URL から入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89833

PCT 技術協力委員会

PCT 技術協力委員会の第 33 回会合が、2026 年 2 月 2 日と 3 日にジュネーブにて開催されました。

本委員会は、PCT の国際調査機関と国際予備審査機関 (ISA/IPEA) として選定されることを目的としたメキシコ産業財産機関 (IMPI) による申請について議論しました (文書 PCT/CTC/33/27 参照)。また、本委員会は、2027 年 12 月 31 日に任期満了となる既存の 25 全ての ISA/IPEA の任期延長の申請についても議論しました (文書 PCT/CTC/33/2 から 26 参照)。本委員会は、IMPI を ISA/IPEA として選定すること、並びに既存の全ての ISA/IPEA の任期延長を PCT 総会に勧告することに合意しました。

本委員会は、各官庁・機関が、2028 年 1 月 1 日より、国際事務局と締結する ISA/IPEA としての役割に関する個別の取決めの作成の基礎として使用する、取決めのひな型の新様式も承認しました。新様式では、各 ISA/IPEA の運用情報を記載した別添アネックスは廃止され、当該情報は公示 (PCT 公報) に掲載され、PCT 出願人の手引に反映されることになります。新様式を承認するにあたり、本委員会は、取決めの新様式を使用するために必要な PCT 規則改正案を PCT 総会に提示することに合意しました (文書 PCT/CTC/33/28 参照)。これらの改正案は、2026 年 7 月に開催される PCT 総会において協議されます。同総会では、IMPI の選定と既存の ISA・IPEA の任期延長が決定され、必要に応じて各官庁・機関と国際事務局との間の個別の取決め案も承認される予定です。

議長による要約 (文書 PCT/CTC/33/29) は、作業文書、ウェブキャスト動画 (会合の音声がテキスト化されたトランスクリプトを含む) のリンクと併せて、以下の WIPO ウェブサイトから入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89830

PCT ユーザ満足度調査がユーザ満足度の高さを公表

WIPO の最新ユーザ満足度調査 (2025 年後半に実施) では、PCT は強固な制度で一貫性があり、高く評価されるサービスを継続して提供していることを示す結果となりました。

全般的に、回答者の 90%が、WIPO が提供する PCT 関連サービスについて「非常に満足」(44%) 又は「満足」(46%) していると回答しました。この結果は、2023 年と 2021 年の先般の調査結果と同様で、2019 年の満足度 88%の評価からわずかに上昇しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

本調査は、WIPO がユーザ満足度を調査し、サービスを継続的に向上する取り組みの一環として、2 年ごとに実施しているものです。最新の調査は 2025 年の第 4 半期に PCT 全 10 公開言語で実施され、1,700 件以上の回答が寄せられました。

回答者には、国際事務局 (IB) (受理官庁としての役割を含む) による PCT 出願の処理、ePCT 機能・サービス、PCT 関連資料や WIPO が実施する研修など、多様なサービスに関する評価が求められました。また、意見や改善を望む分野について提案可能なコメント欄も設けられました。

調査結果は IB により詳細に分析され、PCT サービスの向上に役立てられます。PCT に関するご意見・ご提案は、随時 PCT 法務・ユーザ関連部までお寄せ下さい。

pct.legal@wipo.int

調査結果の概要は、以下の URL からご利用下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/activity/pct-user-survey-2025.pdf

世界知的財産報告書 2026 で注目される技術普及

WIPO の新たな報告書による分析では、新たな発明が広く利用され、影響力のあるイノベーションへと発展する上で重要な要因を明らかにしています。

世界知的財産報告書 2026: Technology on the Move では、技術利用に関する 250 年にわたる歴史データと 50 年間の特許データに基づき、技術普及の変容するパターンを探求しています。

本報告書では、新たなイノベーションは、過去の時代よりもはるかに急速に普及していることを明らかにしています。新技術の発明からその技術が世界で初めて利用されるまでの時間は短縮され、先進国とその他の国々との技術利用の格差は、最新の技術 (特にデジタル技術) になるほど縮小しています。

しかしながら、技術が国境を越えてかつてない速さで拡散する一方で、発展途上国において技術を広く普及させるには多くの課題が残っており、新技術の可能性を最大限に実現するためには、協調的な政策実施が必要となります。

本報告書の詳細は、以下の URL をご利用下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0002.html

本報告書は、以下の URL から入手可能です。

https://www.wipo.int/web-publications/world-intellectual-property-report-2026/en/index.html

PATENTSCOPE が検証済みの標準必須特許 (SEP) 検索機能を導入

WIPO は、検証済みの標準必須特許 (SEPs: Standard Essential Patents) をユーザが検索できる新機能を追加し、グローバル特許データベースである PATENTSCOPE を強化しました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

今回の機能強化は、2025 年に導入された「宣言済みの標準必須特許」の検索機能を発展させたもので、当機能では、特許権者が技術標準にとって潜在的に必須であると宣言した特許の検索が既に可能となっています。

新機能では、パテントプール管理者を代行する独立した専門家が客観的に標準必須特許として検証した特許を特定することで、検索機能を更に発展させています。今回初となる検証済み必須データの提供は、パテントプール管理者である Sisvel が行いました。WIPO は、検証済みデータソースの更なる拡張に向け、関係者と協議を進めています。

詳細は以下の URL をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/patents/w/news/2026/patentscope-introduces-verified-sep-searches-announces-upcoming-user-webinars

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

ARIPO がグローバル PPH 試行プログラムに参加

2026 年 1 月 6 日、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムに参加し、参加庁数は 29 となりました。

当試行プログラムでは、いずれかの参加庁からの成果物 (国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの PCT 見解書、又は特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を含む) に基づき、他の参加庁のいずれかに対し早期審査の請求が可能になります。但し、先の審査官庁により少なくとも 1 つの請求の範囲が特許性ありと認められ、且つ、その他に適用される資格基準を満たしていることが条件となります。当試行プログラムは、単一の参加要件を使用し、既存の PPH ネットワークを簡素化・強化し、ユーザによる利便性を高めることを目的としています。

GPPH に関する詳細は、以下の URL に掲載されています。

https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/globalpph.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページは更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

国立知的財産センター (ベラルーシ) が DAS 取得庁・提供庁として運用を開始

国立知的財産センター (ベラルーシ) は、2026 年 1 月 1 日より、WIPO DAS の取得庁・提供庁の双方として運用を開始した旨を IB に通知しました。詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=27

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.1)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づく通知 (欧州特許庁)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づき、欧州特許庁 (EPO) は、2026 年 1 月 27 日から 2 月 26 日までの間に期間が満了する PCT 規則で定められた EPO における手続の期間を、当該期間中にポルトガルで発生した暴風雨の影響により遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、EPO に対し遅滞の許容を請求する場合、証拠提出の必要性が免除される旨を国際事務局に通知しました。

詳細は、EPO ウェブサイトに掲載された通知をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/notice-10-february-2026

ジュネーブ国際発明展

第 51 回ジュネーブ国際発明展が、2026 年 3 月 11 日から 15 日までジュネーブの Palexpo で開催されます。本発明展は毎年開催され、参加者が最先端の発明を披露する機会を提供しています。今年は、40 の国と地域から 1,000 点を超える発明が一同に会します。

世界知的所有権機関 (WIPO) は本発明展でブースを開設し、PCT をはじめとする各部門から WIPO の専門家が常駐し、出展者と一般を対象とした個別プレゼンテーションやウォークイン相談会を実施します。ご来場の際は、是非 WIPO ブースへお立ち寄り下さい。

本発明展に関する詳細は、以下の URL から入手可能です。

https://www.inventions-geneva.ch/en/home-en/

PCT アップデート

AU: オーストラリア (管轄国際調査及び国際予備審査機関)

オーストラリア特許庁 (IP Australia) は、自庁と知識財産処 (MOIP) (韓国) に加え、欧州特許庁 (EPO) とシンガポール知的財産庁 (IPOS) を、受理官庁としての自庁になされる国際出願について、管轄国際調査と国際予備審査機関として指定しました。当指定は 2026 年 3 月 1 日より発効します。EPO の指定は 2 年間の試行プログラムの一環です (下記 SG: シンガポールも参照)。

オーストラリア特許庁と EPO からの情報は、以下の URL をご参照下さい。

https://www.ipaustralia.gov.au/news-and-community/news/international-search-options-expand-for-australian-patent-applicants

https://www.epo.org/en/news-events/news/collaborating-impact-epo-and-ip-australia-reach-new-milestones

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AU) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

BY: ベラルーシ (手数料)
DO: ドミニカ共和国 (手数料)
EP: 欧州特許庁 (手数料)

2026 年 4 月 1 日から、受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に支払う以下の手数料が変更になります。

送付手数料 160 ユーロ

優先権書類の手数料 125 ユーロ

優先権の回復請求手数料..... 790 ユーロ

同日から、指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う、以下の手数料の額も変更になります。

指定された 1 つ以上の
EPO 締約国に対する指定料 720 ユーロ

請求の範囲手数料:

- 16 以上、50 まで
 各請求の範囲につき..... 290 ユーロ
- 51 以上の各請求の範囲につき..... 720 ユーロ

(国際) 出願の調査手数料 1,595 ユーロ

手続続行手数料:

- 手数料の遅延支払の場合..... 変更なし
- その他の場合..... 315 ユーロ

配列表の遅滞提出手数料 280 ユーロ

審査手数料:

- 補充欧州調査報告が作成
 される場合の (国際) 出願 2,010 ユーロ
- 補充欧州調査報告が作成
 されない場合の (国際) 出願 2,240 ユーロ

第 3 年度の更新手数料 725 ユーロ

また、国際調査報告又は補充国際調査報告がオーストリア特許庁、又は集中化に関する議定書に基づきフィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT)、ヴィシェグラード特許機構により作成された国際出願について、支払う国内手数料の調査手数料の減額額も変更になります。2026 年 4 月 1 日から適用される 2026 年 4 月 1 日より適用される、この減額の新料金は 1,365 ユーロです。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP)、国内編、概要 (EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

なお、国際調査、補充国際調査と国際予備審査に関連する所定手数料の変更は、下記の該当するカテゴリーにも掲載されています。

GB: 知的財産庁 (英国) (手数料)
JP: 日本国 (FAX サービスの終了)

2026 年 4 月 1 日より、日本国特許庁 (JPO) は、FAX サービスの利用を終了し、国際出願やその他の書類の FAX による提出は受理しません。

RU: ロシア連邦 (管轄国際調査及び国際予備審査機関)

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) は、2026 年 2 月 1 日以降に受理官庁としての当局になされる国際出願について、自局に加え、ユーラシア特許庁 (EAPO)、欧州特許庁 (EPO) と共に、サウジ知的財産機関 (SAIP) を管轄国際調査と国際予備審査機関として指定しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (RU) が更新されました)

SK: スロバキア (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 3 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

イスラエル特許庁 スイスフラン、ユーロ、米国ドル

シンガポール知的財産庁 (IPOS) オーストラリアドル

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

2026 年 4 月 1 日より、欧州特許庁が行う国際調査について、ユーロで支払う額、その他の通貨に適用される換算額 (以下に記載)、並びにその他の手数料も変更になります。

調査手数料 1,885 ユーロ

追加調査手数料 1,885 ユーロ

異議申立手数料 1,070 ユーロ

検査手数料 1,070 ユーロ

遅延提出手数料 280 ユーロ

2026 年 4 月 1 日より、次の特許庁が行う国際調査の調査手数料と追加調査手数料の額も、1,885 ユーロに変更されます: オーストリア特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、スペイン特許商標庁、ヴィシェグラード特許機構 (VPI)。同日付で、その他の通貨に適用される調査手数料の換算額も変更されます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2026 年 4 月 1 日より、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、97,060 トルコリラに変更されます。

2026 年 4 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)	ユーロ、米国ドル
欧州特許庁 (EPO)	オーストラリアドル、スイスフラン、中国元、デンマーククローネ、イギリスポンド、ハンガリーフォリント、アイスランドクローナ、日本円、ノルウェークローネ、ニュージーランドドル、スウェーデンクローナ、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランド
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)	ユーロ、米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、EA、EP、ES、FI、IL、RU、SG、TR、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、ヴィシェグラード特許機構 (VPI) が行う補充国際調査について、ユーロで支払う額が変更になります。新料金は 1,885 ユーロです。

同日付で、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) が行う補充国際調査についても、トルコリラで支払う額が 97,060 トルコリラ変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、TR、XV) が更新されました)

国際予備審査に関連する予備審査手数料とその他の手数料 (欧州特許庁)

2026 年 4 月 1 日より、国際予備審査機関としての欧州特許庁にユーロで支払う、以下の手数料の額が変更になります。

予備審査手数料	2,010 ユーロ
追加予備審査手数料	2,101 ユーロ
異議申立手数料	1,070 ユーロ
遅延提出手数料	280 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 E (EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

近日配信予定の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 4 “Get on the e-filing highway” が、2026 年 3 月 19 日午後 3 時から 4 時 (中央ヨーロッパ時間) まで配信予定です。Pascal Piriou (WIPO PCT 国際協力部所属の上級カスタマーサポートアシスタント) が、ePCT を利用した PCT 出願の提出方法を実演します。ePCT は、WIPO の安全なオンライン出願プラットフォームであり、出願手続を円滑化するために開発され、多くの国内知財庁で認められている出願システムです。

このウェビナーは無料で、シリーズの前回のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。当ウェビナーへの参加は、こちらからご登録下さい。

また、エピソード 3 の韓国語版ウェビナーは、2026 年 2 月 26 日 (韓国現地時間の午後 4 時半から 5 時半) に配信されます。こちらからご登録下さい (訳者注: ウェビナーは配信済みであり、登録は既に終了しています)。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

https://welc.wipo.int/acc/index.jsf

実務アドバイス

国際予備審査を請求した後の PCT 第 34 条に基づく補正書の提出

Q: 国際予備審査の請求書を明細書と図面の補正書と共に提出したいと考えています。請求書を提出するための期間が満了間近となっています。補正書が準備できていない場合、その提出期間を延長することは可能でしょうか？

A: 国際予備審査は任意の手続であり、国際段階において出願人が国際出願の明細書、請求の範囲や図面を補正できる唯一の機会です。この補正をする機会は PCT 第 34 条に規定され、同条は、出願人が国際予備審査機関 (IPEA) と口頭や書面で連絡する権利も定めています。従って、IPEA の審査官は、出願人が提出した補正書や抗弁を審査することが可能となり、これにより出願人は、IPEA が国際予備審査報告を作成する前に、PCT 規則 66.3 及び 66.4 に基づき、補正をする追加の機会を得ることができます。これに対し、国際予備審査の請求をしない場合には、出願人は、PCT 第 19 条に基づき、国際事務局に対し国際出願の請求の範囲を補正する機会が一度あるのみで、補正された請求の範囲は公開されるものの、その補正は国際段階では審査されません。国際予備審査は、PCT 第 II 章の規定に基づく手続であることから、よく第 II 章の手続と呼ばれます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際予備審査の請求をするための期間は、(i) 国際調査機関 (ISA) による国際調査報告 (ISR) や見解書の送付日から 3 か月、又は (ii) 優先日から 22 か月の、いずれか遅く満了する期間となります (PCT 規則 54 の 2.1(a))。

IPEA は、原則として、国際予備審査の請求書、必要な手数料の支払、ISA の ISR と見解書を入手次第速やかに審査を開始することができます。但し、PCT 規則 55.2 に基づく必要な翻訳文が提出されている場合に限ります。審査が早期に開始されるほど、出願人は、IPEA が報告を作成する前に審査官と協議する時間がより多く確保できることから、国際調査の結果を受け取った後できる限り速やかに国際予備審査の請求をし、適用される手数料を支払うことが推奨されます。なお、PCT 規則 66.4 の 2 に基づき、IPEA は、見解書又は国際予備審査報告の作成を開始した後に受領した補正書や抗弁は考慮に入れる必要はない点から、出願人には、請求書と同時にそれらの書類を提出することをお勧めします。

PCT 規則 54 の 2.1(a) に基づく国際予備審査の請求をするための期間が満了間近の時点で、補正書が準備できておらず、且つ、出願人がその補正書に基づいた国際予備審査の開始を希望するのであれば、少なくとも請求書をその期間内に確実に提出することが重要です [1]。出願人が、PCT 第 34 条に基づいた補正後の明細書、請求の範囲又は図面を基礎とした国際予備審査の開始を希望する場合には、その旨を請求書に表示する必要があります (様式 PCT/IPEA/401 第 IV 欄)。その表示をしたにもかかわらず、補正書が実際には提出されていない場合には、IPEA は出願人に対し、補正書提出の求めに定められた期間内に補正書を提出するよう求めます (PCT 規則 60.1 (g)) (様式 PCT/IPEA/431 を使用)。IPEA は、補正書の受領、又は求めに定めた期間の満了のいずれかが先に生じるまでは、国際予備審査を開始しません (PCT 規則 60.1(g) 及び 69.1(e))。なお、補正書の受領の遅れ、又は期間の満了を待つことにより IPEA の審査の開始が遅れたとしても、IPEA は PCT 規則 69.2 の定める期間内、すなわち (必要な翻訳が請求書と共に提出されている場合)、優先日から 28 か月、又は審査の開始から 6 か月の期間のうち、遅く満了する期間内に報告を作成する必要のあることから、出願人は、審査官と協議する時間が短縮される可能性のある点にご留意下さい。

追加の情報は、PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2005 年 3 月号: 予備審査を請求した場合における、ISA の見解書に対する公式な応答の期限
- 2019 年 6 月号: (PCT 規則 69.1(a) の修正を受けて考慮すべき) 国際予備審査開始のタイミング

[1] 請求書は、ePCT を利用して国際事務局に提出することができ、国際事務局は PCT 第 31 条(6)(a) と PCT 規則 59.3 に従い、請求書を管轄 IPEA に送付します。この場合、請求書は、国際事務局が受領した日に管轄 IPEA が受領したものとみなされます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 3 月号 | No. 03/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 出願件数は 2025 年も増加

PCT 制度を利用して出願された国際特許出願件数は、2025 年に世界全体で 0.7%増加して 275,900 件に到達し、2 年連続の増加となりました。

2024 年と同様、情報通信技術が特許出願の大きな割合を占めました。PCT 出願全体の 5 分の 1 以上が、デジタル通信 (11.1%) とコンピュータ技術 (9.6%) に関連しており、デジタル通信と半導体分野の出願件数はそれぞれ 6.1%増加しました。

中国は、73,718 件の出願件数を記録し (2024 年比で 5.3%増)、引き続き PCT 出願の最多出願国となりました。続く上位は、米国 (52,617 件で 3.0%減)、日本 (47,922 件で 1.0%減)、韓国 (25,016 件で 4.9%増)、ドイツ (16,441 件で 1.8%減) が占めました。

出願国上位 10 か国における 2025 年の PCT 出願件数と総出願件数に対する各国の割合は、以下の通りです (速報値)。

1.	中国	73,718	26.7%
2.	米国	52,617	19.1%
3.	日本	47,922	17.4%
4.	韓国	25,016	9.1%
5.	ドイツ	16,441	6.0%
6.	フランス	7,778	2.8%

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

7.	英国	5,809	2.1%
8.	スイス	5,012	1.8%
9.	オランダ（王国）	4,239	1.5%
10.	スウェーデン	3,857	1.4%

上位 8 か国は、2024 年と同じ順位を維持しました。オランダは 1 つ順位を上げて 9 位となり、スウェーデンは 10 位に浮上した一方で、インドは 2024 年の 9 位から 2025 年には 12 位に後退しました。

中国に拠点を置く通信企業のファーウェイ・テクノロジーズは、2025 年に 7,523 件の PCT 出願が公開され、9 年連続で PCT 出願人の首位を維持しました。続く出願人上位 10 では、さらに中国から 3 社、韓国 3 社、日本 2 社、米国 1 社が占めました。各出願人による 2025 年に公開された PCT 総出願件数は以下の通りです。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ（Huawei Technologies Co., Ltd）（中国）	7,523
2.	サムスン電子（Samsung Electronics Co., Ltd）（韓国）	4,968
3.	クアルコム（Qualcomm Incorporated）（米国）	3,227
4.	LG エレクトロニクス（LG Electronics Inc.）（韓国）	2,400
5.	寧徳時代新能源科技股分有限公司 （Contemporary Amperex Technology Co., Limited）（中国）	2,203
6.	パナソニック IP マネジメント株式会社 （Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd）（日本）	2,094
7.	LG エナジーソリューション（LG Energy Solution, Ltd）（韓国）	1,958
8.	BOE テクノロジーグループ（BOE Technology Group Co., Ltd）（中国）	1,946
9.	北京小米移动软件有限公司（Beijing Xiaomi Mobile Software Co., Ltd）（中国）	1,921
10.	三菱電機株式会社（Mitsubishi Electric Corporation）（日本）	1,835

インドのジオ・プラットフォームズ・リミテッドは、公開された PCT 出願件数が 971 件と大幅に増加したことで、世界上位 20 入りを果たしました。その他、上位 20 にランクイン又は復帰した出願人には、NTT ドコモ（日本）、ノキア・テクノロジーズ OY（フィンランド）、北京紫濤網絡技術有限公司（中国）などが含まれました。

教育分野における出願では、カリフォルニア大学が 488 件の PCT 出願公開件数で首位に立ちました。同分野の出願人上位 10 には、この他、米国の 5 つの機関に加え、中国の大学 2 校、日本と韓国からそれぞれ 1 校がランクインしました。

2025 年の PCT 出願についての詳細（全出願国の結果を含む）は、プレスリリースとアネックスをご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0003.html
(訳者注: アネックス 2 の上位出願人リストにおいて、一部集計に誤りがありました。最新の統計は、「Intellectual Property Statistics」のウェブページ下部に掲載の「PCT Statistics」のエクセル表 (XLS) をご参照ください。)

なお、国際事務局 (IB) では 2025 年に国内及び広域官庁に出願された 一部の PCT 出願はまだ受理していないため、上記は暫定値である点にご留意下さい。最終値は、本年の後半に公表される予定です。

ジュネーブ国際発明展が世界のイノベーションを紹介

第 51 回ジュネーブ国際発明展は、5 日間にわたる盛況の末、無事閉幕しました。2026 年 3 月 11 日から 15 日にかけて、発明家、投資家、一般市民がジュネーブ空港隣接の国際会議場パレクスポに集い、35 の国と地域から出展された 1,000 点を超える発明を鑑賞しました。

展示品で埋め尽くされた会場に加え、プレゼンテーションやワークショップなど充実したプログラムが提供され、子供や若者向けの様々なアクティビティも行われました。

今年の発明展では、3 万人以上の入場者を記録しました。

WIPO は今回も本発明展の後援団体の一つとなり、PCT チームのスタッフを含む同機関の職員約 50 名が会場に常駐し、参加者と交流するとともに、知的財産 (IP) 保護に関するあらゆる側面について専門的なアドバイスを提供しました。WIPO はスイス連邦知的財産機関と共同ブースを出展し、WIPO の職員たちは会場内を巡回して出展者や来場者と交流を行いました。

本発明展での WIPO 賞は、電車部品に接触せずに音響技術を用いて監視を行う Acoustic GearGuard テクノロジーを開発した、香港特別行政区の MTR Corporation Ltd に授与されました。

本発明展に関する詳細は、以下の URL からアクセス可能です。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/w/news/2026/wipo-connects-with-innovators-at-the-2026-international-exhibition-of-inventions-geneva

https://www.inventions-geneva.ch/en/home-en/

国際女性の日を記念して、知財分野のリーダーたちが女性イノベーターへの支援を呼びかける

WIPO は、世界中の多くの知的財産庁と連携し、女性や少女たちがクリエイティビティ、イノベーション、知的財産の分野で活躍する機会を広げるためのさらなる取り組みを呼びかけました。

3 月 8 日の国際女性の日を記念して発表された共同声明の中で、署名した知的財産庁は、知的財産制度を利用しやすくすること、女性が自らの成果の商業的利益を所有し管理できるようにする必要性を強調しました。

知財エコシステムにおいて、女性の存在感は依然として低いままです。WIPO の世界知的財産指標 2025 によると、2024 年に公開された PCT 出願に記載された発明者のうち、女性が占める割合はわずか 18% でした。多国の政策立案者は、社会的公正の向上、女性の能力を発揮できる機会の創出、そして経済成長と持続可能な開発の推進に向けた取組みの重要な一環として、男女格差の解消を目指しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

共同メッセージは以下の URL に掲載されています。

https://www.wipo.int/documents/d/women/docs-en-2026-international-womens-day-ipos-joint-message.pdf

女性と知財に関するより詳しい情報（様々なイニシアチブの詳細を含む）は、以下の URL からアクセス可能です。

https://www.wipo.int/en/web/women

リマインダ – スタートアップ・中小企業が対象の WIPO グローバル・アワード 2026 の募集

今年の WIPO グローバル・アワードへの応募はまだ受け付けています。締め切りは 2026 年 3 月 31 日です。

本アワードは、知的財産を活用して事業を成長させ、社会にプラスの影響を与えているスタートアップ企業や中小企業を称えるものです。様々な分野から選ばれるスタートアップ企業 5 社と中小企業 5 社に 10 の企業賞が授与されるほか、スポーツ分野の中小企業 1 社に（WIPO 世界知的財産の日 2026 のテーマに呼応して）テーマ別の賞が授与されます。さらに、「最優秀女性起業家賞」と「最優秀若手起業家賞」の 2 つの特別表彰も設けられています。

あらゆる産業分野と世界のあらゆる地域の起業家が応募でき、応募書類はアラビア語、中国語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語で受け付けています。

受賞者は WIPO - 国連ネットワークを通じた国際的な認知を得るとともに、知財戦略・商業化・事業成長に関するカスタマイズされた 6 か月間のメンターシップが提供されます。また、2026 年 7 月に開催される WIPO 総会期間中にジュネーブで行われる授賞式を含め、受賞者には、世界中の投資家、企業、機関、ビジネスハブと交流する機会も設けられます。

詳細は、以下の URL からアクセス可能です。

www.wipo.int/en/web/awards/global

PCT 特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行プログラム

オーストリアと中国間、チェコと中国間の PPH 試行プログラム

この度、2 つの特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムが延長されました。チェコと中国間の試行プログラムは、2026 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで 3 年間延長され、オーストリアと中国間の試行プログラムは、2026 年 3 月 1 日から 2031 年 2 月 28 日まで 5 年間延長されました。

詳細は、以下の URL に掲載されています。

https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/12/30/art_1340_203388.html

https://upv.gov.cz/en/ip-rights/inventions-and-patents/cooperation-programs-and-bilateral-agreements

https://english.cnipa.gov.cn/art/2026/3/2/art_3090_204815.html

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.patentamt.at/en/all-news/news-detail/artikel/patent-prosecution-highway-mit-china-bis-2031-verlaengert

国際出願の電子出願と処理

国立特許庁対外貿易産業財産局（バーレーン）が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としての国立特許庁対外貿易産業財産局（バーレーン）は、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき 2026 年 10 月 1 日より、電子形式による国際出願の受理と処理を開始する旨を国際事務局（IB）に通知しました。当局は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当局の要件や運用を含む通知は、2026 年 3 月 19 日付の公示（PCT 公報）に掲載されました。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

（PCT 出願人の手引 附属書 C（BH）が更新されました）

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）

（訳者注: 当サービスに関する一般説明）PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は（受理官庁による）提供を手配する代わりに、国際事務局（IB）に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

特許商標庁（サンマリノ）が DAS 取得庁・提供庁として運用を開始

特許商標庁（サンマリノ）は、2026 年 5 月 1 日より、WIPO DAS の取得庁・提供庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=158

PCT アップデート

EG: エジプト（官庁名及び電子メールの変更、手数料の変更）

エジプト特許庁は、以下の通り、自庁名と電子メールを変更した旨を国際事務局（IB）に通知しました。

官庁名:	エジプト知的財産機関
電子メール:	patinfo@egypo.gov.eg（PCT 関連） egypa-info@egypo.gov.eg

同庁はまた、自国の法令において外国特許庁への国際出願を制限していない旨を IB に通知しました。

（PCT 出願人の手引 附属書 B（EG）が更新されました）

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ID: インドネシア (微生物及びその他の生物材料の寄託機関)
JP: 日本国 (手数料)

2026 年 5 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、日本国特許庁に支払う国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) と取扱手数料の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP)、E (JP) が更新されました)

KR: 韓国 (官庁名の変更)

知識財産処 (MOIP) (韓国) は、以下の通り、自庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: 韓国知識財産処 (MOIP)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (KR) が更新されました)

MN: モンゴル (電子メールの変更)
UY: ウルグアイ (官庁名の変更)

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) は、以下の通り、自庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: 国立産業財産ソフトウェア登録局 (DNPIRS) (ウルグアイ)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (UY) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、北欧特許機構が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、14,080 デンマーククローネに変更になります。

同じく 2026 年 4 月 1 日より、スウェーデン知的財産庁 (PRV) が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、19,950 スウェーデンクローナに変更になります。

2026 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで、欧州特許庁 (EPO) が行う国際調査の調査手数料について、オーストラリアドル (AUD) での換算額が新しくなります。

2026 年 4 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁	スイスフラン、韓国ウォン、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランド
フィンランド特許登録庁 (PRH)	スイスフラン、米国ドル
北欧特許機構	スイスフラン、ユーロ、アイスランドクローナ、ノルウェークローネ、スウェーデンクローナ、米国ドル

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

スペイン特許商標庁 スイスフラン、米国ドル

スウェーデン知的財産庁 (PRV) スイスフラン、デンマーククローネ、ユーロ、アイスランドクローナ、ウェークローネ、米国ドル

ヴィシェグラード特許機構 (VPI) スイスフラン、ハンガリーフォリント、米国ドル

2026 年 5 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 韓国ウォン、米国ドル

インド特許庁 スイスフラン

日本国特許庁 (JPO) スイスフラン

韓国知識財産処 (MOIP) オーストラリアドル

米国特許商標庁 (USPTO) 南アフリカランド

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、EP、ES、FI、JP、KR、SE、US、XN、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、スウェーデン知的財産庁 (PRV) が行う補充国際調査について、スイスフランで支払う額が 1,734 スイスフランに変更になります。

同日付で、以下の官庁が行う補充国際調査の補充調査手数料について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO) スイスフラン

フィンランド特許登録庁 (PRH) スイスフラン

北欧特許機構 スイスフラン

トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) スイスフラン

ヴィシェグラード特許機構 (VPI) スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、TR、XN、XV) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引: 中国語版 eGuide の機能拡張バージョン

WIPO は、PCT 出願人の手引 (PCT 制度に関する有益な情報を網羅した資料) の中国語による本文部分の機能拡張バージョンを公表しました。

最新版では、手引一般部分の 2 つを構成する国際段階と国内段階の概要について、従来提供されている PDF バージョンに加え、HTML バージョン (eGuide) も収録され、ユーザが資料を利用しやすくなりました。

今回の変更は、索引や検索機能などを改善することで、幅広いデジタルデバイスに対応できるよう手引を最適化するための継続的なプロセスの最新の取組みです。一般部分の HTML バージョン (eGuide) は、すでに英語、フランス語、日本語、スペイン語、ロシア語で利用可能であり、韓国語版は現在準備中です。

eGuide へは、以下の URL からアクセス可能です。

> https://www.wipo.int/en/web/pct-system/guide/index
> (訳者注: 日本語版 eGuide のご利用は、上記ウェブサイトの Introduction to the International Phase と Introduction to the National Phase のリンク右横から日本語を選択して下さい)

今後も更なる機能拡張が予定されています。ご意見・ご提案は、以下の電子メール宛にお寄せ下さい。

> pct.legal@wipo.int

利用可能な PCT 研修

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

> https://welc.wipo.int/acc/index.jsf

実務アドバイス

国際調査機関が発明の単一性が欠如していると判断した場合の選択肢と帰結

Q: 国際調査機関 (ISA) は、私が提出した PCT 出願は発明の単一性の要件を満たしていないと判断しました。ISA からは、一部分の調査結果と 1 か月以内に追加手数料を支払う求め (様式 PCT/ISA/206) が送付されました。私は ISA の判断に同意できません。この判断に対処するには、どのような選択肢があるでしょうか？

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

A: PCT 出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてのみ行うものでなければなりません (PCT 第 3 条(4)(iii)、第 17 条(3)(a)、PCT 規則 13.1)。PCT 用語では、これを「発明の単一性」と呼んでいます。国際出願が発明の単一性の要件を満たしているかの決定は、PCT 実施細則 附属書 B に記載されている発明の単一性の解釈に従って行われなければなりません (実施細則第 206 号)。ISA が、国際出願は当要件を満たしていないと認めた場合には、まず、請求の範囲に最初に記載されている発明 (「主発明」) に関連する国際出願の部分について調査を行います。それに加えて ISA は、PCT 第 17 条(3)(a) に基づき、調査が行われていないその他の各発明について、出願人に対し追加手数料を支払うよう求めます (様式 PCT/ISA/206)。

出願人が受領した追加手数料支払いの求めには、国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由、支払うべき追加手数料の額と、求めの日付から 1 か月である手数料の支払期日が明記されています (PCT 規則 40.1)。なお、ISA には国際調査報告と見解書の作成期間が定められているため、追加手数料の支払期間は厳守しなければならず、通常は延長できません (PCT 規則 42 及び 43 の 2.1(a))。出願人が、ISA に追加の発明の調査を希望する場合には、出願人は、所定の期間内に手数料を支払わなければなりません。

出願人が、ISA による発明の単一性の欠如の決定に同意できず、その判断に対して異議を申し立てる場合には、ISA に対して異議申し立ての上で調査を発明について、追加手数料を支払う必要があります (PCT 規則 40.2(c))。異議申立てとは、出願人が、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨を主張するために提出する陳述書です。言い換えれば、出願人が、請求された追加手数料の額に比べて、発明又は発明群の数が少ないと考えていることを示すものです。ISA によっては、異議申立手数料を徴収することがあります (PCT 規則 40.2(e))。その場合、ISA は、追加手数料支払いの求めにおいて異議申立手数料を徴収している点も明記し、出願人は、求めの受領後 1 か月以内に当手数料を支払わなければなりません。当手数料を徴収している ISA については、PCT 出願人の手引の附属書 D に適用される調査手数料と異議申立手数料の額が掲載されています (全ての ISA が当手数料の支払いを要求しているわけではありません)。

適用される異議申立手数料が期間内に支払われた場合、異議申立ては、ISA 内に設置される検査機関が審理するものとし、当機関が、異議申立てが正当であると結論付けた場合には、異議申立手数料[1]を含む手数料の全額又は一部を出願人に払い戻すよう命じます。また、出願人は、異議や当該異議についての決定の書面を指定官庁に通知するよう請求することもできますが、各指定官庁が要求するそれらの書面の翻訳文を提出しなければなりません (PCT 規則 40.2(c))。

ISA は、主発明と、追加手数料が期間内に支払われた他の発明に関連する国際出願の部分について、国際調査報告を作成します (PCT 第 17 条(3)(a))。期間内に追加手数料が支払われない限り、ISA は、自身の見解において主発明の一部ではないと判断する請求の範囲については調査を行いません。それにもかかわらず、調査の対象とならなかった請求の範囲をはじめとする全ての請求の範囲が、公開される国際出願に含まれ、国内段階移行する出願の一部となります。また、国際段階では、国際出願を分割することはできない点にもご留意下さい。

[1] 個別の発明ごとに追加手数料の支払いが必要となりますが、追加調査手数料の支払いを求められた数にかかわらず、(該当する場合) 異議申立手数料の支払いは一回のみとなります。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

追加手数料が支払われない場合、通常、国際段階において、主発明に関連しない請求の範囲について調査を受ける他の手段はありません。国際予備審査機関 (IPEA) は、調査が行われていない請求の範囲を審査する義務を負わず (PCT 規則 66.1(e))、実務上そのような審査は行われません。同様に、補充調査のために指定された機関 (SISA) は、国際調査の対象とならなかった請求の範囲を補充調査から除外することができることから (PCT 規則 45 の 2.5(d))、PCT 規則 45 の 2 に基づく補充国際調査を請求したとしても、全ての請求の範囲が調査されるわけではありません。

未調査の請求の範囲に関する帰結は、適用される国内法令によって異なります。指定国の国内法令は、指定官庁 (訳者注: 当該指定国の国内官庁) が、ISA による発明の単一性の欠如の決定を正当であると判断する場合には、調査が行われなかった国際出願の部分は、当該指定国における効果に関する限り、出願人が指定官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができます (PCT 第 17 条(3)(b))。パリ条約第 4 条(G) に基づき、指定国は、出願人に対し、特許出願を分割出願に分割して、その際、元の出願日を維持し優先権の利益があるときはこれを維持する権利も付与しなければなりません。但し、国内法令において、特許出願の分割が認められる条件を定めることができます。具体的な国内要件の詳細は、PCT 出願人の手引より各官庁の「国内編」をご参照下さい。

追加の情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2021 年 6 月号: 国際調査機関 (ISA) による発明の単一性の欠如の判断に対処する手段
- 2013 年 7 月号: 発明の単一性が欠如しているとの認定に対処するための国際出願の補正
- 2008 年 9 月号: (i) 国際予備審査及び (ii) 国内段階において、発明の単一性が欠如していると認められた場合の結果
- 2008 年 8 月号: 発明の単一性が欠如していると ISA が判断した場合の結果

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 4 月号 | No. 04/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。



世界知的財産の日を祝うイベントに是非ご参加下さい

今月の PCT ニュースレターが発行される頃、各国の知財庁、法律事務所、企業やその他関係者が、世界知的財産の日 2026 記念イベントを開催中です。

例年、世界知的財産の日では、特定のテーマに焦点を当て、知的財産 (IP) とイノベーションがもたらす力とその価値を探求しています。世界知的財産の日は、IP の創出者、IP 関連サービスの利用者、そし

今月号のその他のトピックス: WIPO 現事務局長が再任 — モルドバ共和国が EPO に加入 — 詐欺メールに関する注意喚起 — PCT 出願公開スケジュールが変更 — PCT 部長が退職 — PCT アップデート — 今後の PCT 研修 — 実務アドバイス

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

て一般の人々の間で認識を高め、理解を深める絶好の機会です。 本年のテーマは、スポーツの分野において IP が果たす重要な役割に着目しています。

WIPO は独自の世界知的財産の日記念イベントを実施しているほか、他の関係者が催すキャンペーンを支援するため、様々な情報や無料で利用可能な資料も提供しています。

独自のキャンペーンを企画するのに遅すぎることはありません。多くのイベントや記念行事が世界知的財産の日である 4 月 26 日に実施されましたが、キャンペーン活動は今後も継続されます。

詳細は、WIPO 世界知的財産の日ウェブページにアクセスして下さい。(訳者注: WIPO 日本事務所による世界知的財産の日記念イベントも開催されました。)

WIPO 加盟国がダレン・タンを事務局長として再任

シンガポール国籍のタン事務局長が、今後 6 年間も WIPO のトップを務めることに



ダレン・タン (Daren Tang) が、世界知的所有権機関 (WIPO) の事務局長に再任され、6 年間の任期を 2 期連続で務めることになりました。

4 月 21 日に臨時会合が開かれ、加盟国総会、パリ条約同盟国総会並びにベルヌ条約同盟国総会は、同機関の調整委員会による指名に基づき、タン現事務局長を正式に再任しました。新たな任期は 10 月 1 日に始まります。

シンガポール国籍のタン事務局長は、2020 年 10 月から WIPO を主導してきました。それ以前は、シンガポール政府高官の役職を担い、そのうち 5 年間は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) 長官を務めました。

タン事務局長の優先課題には、PCT (特許協力条約) やその他の WIPO 知的財産サービス近代化の指揮、カスタマーサービスの変革並びにデジタル技術を活用した WIPO サービスの効率性とアクセシビリティの向上などが含まれます。

詳細は、WIPO ウェブサイトをご参照下さい。

モルドバ共和国が欧州特許機構に加入

モルドバ共和国は、2026 年 6 月 1 日に欧州特許機構 (EPO) の 40 か国目の締約国となる予定です。

この加入を受けて、同日以降に出願される全ての国際出願は、欧州特許ののモルドバ共和国の指定を含みます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

モルドバ議会は、2026 年 2 月 5 日、欧州特許条約 (EPC) への加入を承認し、同国は 3 月 25 日に正式に EPC への加入書を寄託しました。

詳細は、EPO ウェブサイト上のニュースをご参照下さい。

【注意喚起】 WIPO や知財庁を装った詐欺メールにご注意下さい

WIPO は、PCT ユーザをはじめとする知的財産権者に対し、世界各地で特許・商標出願人を標的とした巧妙なメール詐欺に注意するよう警告しています。

一部の悪質な人物が「admin@wipo-office.com」などの偽のメールアドレスを使って、世界知的所有権機関 (WIPO) や欧州特許庁 (EPO)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) などの主要な知的財産機関になりすました、詐欺目的の偽造メールを送信しています。

これらの詐欺メールは、公式機関からの正式な連絡であるかのように装って、商標や特許関連サービスに関する支払いを要求します。「支払いを行わないとあなたの知的財産権に問題が発生する」といった文言で緊急性を演出して圧力をかけ、被害者に送金を迫る手口です。

WIPO や EPO、EUIPO のいずれの機関も、突然メールで一方的に支払いを要求したり、非公式に接触して機密性の高い財務情報の提供を求めることは一切ありませんので、十分にご注意下さい。

詐欺メールの文面例をご確認下さい。

PCT 制度は、長年の課題である詐欺行為に対処するため多くの措置を実施し成果を上げてきましたが、World Trademark Review 誌の最新記事が説明しているように、専門家は、より巧妙かつ大規模な詐欺が知的財産サービス全般に対して高まる脅威となっていることを懸念しています。

【要警戒】 ご自身やビジネスを守るために

- 差出人のメールアドレスをよく確認して下さい。WIPO のメールアドレスは、必ず末尾が「@wipo.int」のみで終わります。ただし、メールアドレスの偽装 (スプーフィング) も可能ですので、表示されている差出人メールアドレスにカーソルを合わせて、同じアドレスが表示されることを確認して下さい。
- 不審なメールに記載されているリンクや添付ファイルは、クリックしないで下さい。
- 心当たりのないメールで突然支払いを要求された場合、支払いを実行しないで下さい。
- 不審なメールや連絡を受け取った場合は、差出人とされている知財庁や機関の公式ウェブサイトにアクセスして、直接お問い合わせ下さい。
- 不審なメールを受け取った場合、お住いの地域のサイバーセキュリティを管轄する当局と、差出人として偽装された知財庁や機関に知らせて下さい。

詐欺メールで狙われた可能性があると思われる方は、WIPO までご連絡下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 出願公開スケジュールの変更

2026 年 5 月 14 日の公開

2026 年 5 月 14 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、同日に通常公開される予定であった PCT 出願や公示 (PCT 公報) は、代わりに 2026 年 5 月 15 日 (金) に公開されます。

但し、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2026 年 4 月 28 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間) までに国際事務局に到達する必要があります。

PCT 法務・ユーザ関連部部長が長年の勤務を経て退職

30 年以上にわたり PCT 制度の構築に貢献したマシュー・ブライアンが退職へ

2026 年 4 月末をもって、WIPO の PCT 法務・ユーザ関連部部長として PCT を見守ってきたマシュー・ブライアン (Matthew Bryan) が退職します。

マシュー・ブライアン部長は 1992 年に WIPO の PCT 法務部へ弁護士として入職し、22 年前に現職に就任して以来、 PCT 制度の発展に重要な役割を果たしてきました。

彼は PCT ニュースレターの読者に向けて、次の別れのメッセージを寄せました。

> 私が WIPO の PCT 法務部に若手弁護士として在籍していた 1994 年、当時のブッソ・バルテルス (Busso Bartels) 部長は、世界中の PCT ユーザに定期的に情報を発信し、PCT 関連の動向について最新情報を提供するための手段として PCT ニュースレターの発行を決定しました。過去 32 年間にわたり、非常に献身的な数名の同僚が本ニュースレターの編集者を務めており、私は 20 年以上その発行を監修してきました。
>
> 私が WIPO に在籍している間、PCT は極めて著しい成長と発展を遂げてきました。1992 年に WIPO に入職した当初、PCT の締約国数は 50～60 か国であり、同年の PCT 出願件数は 26,000 件に満たない状況でした。皆様もご存じの通り、その後、締約国数 (現在 158 か国) と出願件数 (2025 年は 275,900 件) の両面で飛躍的な成長が見られました。
>
> 退職を前にこの場をお借りして PCT ユーザコミュニティの皆様に感謝の意をお伝えしたいと思います。長年にわたり PCT 制度を信頼し、ご利用いただき、また WIPO の PCT 担当職員と積極的に連携してくださったことに、心より感謝申し上げます。私と PCT の同僚たちは、アンケートやセミナー、ウェビナー、会議を通じて皆様からいただいたフィードバック、そして PCT の利用経験から寄せられたご意見を大変ありがたく思っております。フィードバックやご意見は制度の改善に役立ち、皆様により有益な PCT 関連資料を提供することが可能となりました。
>
> また、この 33 年以上にわたり共に働く機会に恵まれた、献身的な WIPO PCT の多くの同僚たちにも深く感謝しています。WIPO PCT の同僚たちは私にとって、卓越したカスタマーサービスを提供する能力、プロ意識、そして決意を実践する素晴らしい模範となってくれました。
>
> 特許の運用制度として 48 年近くに及ぶ歴史の中で PCT が成し遂げてきた数々の成果がある一方で、私たちは当然のことながら、まだやるべきことが山積していることを痛感しています。長ら

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

く待ち望まれてきた法的枠組みの改善について合意し実施すること、技術的な改善を促進すること、そして PCT 制度が本来あるべき姿で確実に機能するためには、PCT 加盟国の特許庁との協力を継続していく必要があります。長年にわたり WIPO の PCT 部で培った経験から、PCT の有能な同僚たちの手腕のもと、PCT の効率的且つ建設的で勤勉な取組みは、今後も継続されるものと確信しています。

心より感謝を込めて。

マット (Matthew Bryan)

PCT アップデート

AT: オーストリア (同庁の電話番号)
AU: オーストラリア (同庁が認める物理媒体の種類)
CL: チリ (カラー図面)
DE: ドイツ (代理人に関する要件、国内段階移行の要件)
DK: デンマーク (手数料)
ES: スペイン (仮保護、国内手数料の免除、減額又は払戻し、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)
GB: 英国 (手数料)
KR: 韓国 (手数料)

2026 年 6 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、韓国知識財産処 (MOIP) に支払う取扱手数料の韓国ウォンでの換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (KR) が更新されました)

NL: オランダ (王国) (同庁の電話番号とウェブアドレス)
PL: ポーランド (同庁のウェブアドレス、国内段階移行の要件)
RU: ロシア連邦 (同庁の電話番号、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)
SE: スウェーデン (国内法令と手続に関する変更)
TN: チュニジア (同庁の電子メールアドレス)
UY: ウルグアイ (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 5 月 1 日より、オーストラリア特許庁が行う国際調査の調査手数料について、ユーロでの換算額が新しくなります。

2026 年 6 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

エジプト知的財産機関 スイスフラン、ユーロ、米国ドル

シンガポール知的財産庁 日本円

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

日本国特許庁 (JPO) シンガポールドル、米国ドル

韓国知識財産処 (MOIP) スイスフラン

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、EG、JP、KR、SG) が更新されました)

配列表に関連する書類の種類

ePCT と PATENTSCOPE での書類名の変更

ePCT と PATENTSCOPE において、配列表に関連する書類の種類が若干簡素化されました。

以下の表は、一部の書類名が変更された改訂後の書類の種類と名称を示しています。なお、削除された書類については、取り消し線が表示されています。

次の書類、「(規則 13 の 3) 配列表 - 補充」、「(規則 13 の 3) 配列表 - 訂正」と「(規則 91) 国際予備審査機関により訂正された規則 13 の 3 に基づく配列表」 は、不要と判断されたため削除されました。これらの文書は、国際出願の一部を構成しません。何らかの理由で規則 13 の 3 に基づく配列表に誤りがある場合には、その変更が補充によるものか訂正によるものかを特定することなく、新しい配列表と差し替えることが可能です。

書類「(規則 13 の 3) 配列表に関する陳述書 (国際調査目的)」は、「配列表の陳述書」と重複しているため削除され、「配列表に関する情報」と「配列表」は、既に適用されなくなりました。

ePCT/PATENTSCOPE における従前の書類名	**ePCT/PATENTSCOPE** における変更後の書類名
Sequence Listing 配列表	Sequence Listing 配列表
Sequence listing for the purposes of international search (Rule 13*ter*) (規則 13 の 3) 配列表 (国際調査目的)	Sequence Listing 13*ter* 配列表 (規則 13 の 3)
Statement relative to Seq List for the purposes of international search (Rule 13*ter*) (規則 13 の 3) 配列表に関する陳述書 (国際調査目的)	~~Statement relative to Seq List for the purposes of international search (Rule 13*ter*)~~ 削除
Certified Copy Seq List Placeholder Page 配列表の認証謄本のプレースホルダーページ	Sequence Listing - Certified Copy Placeholder Page 配列表 - 認証謄本のプレースホルダーページ
Sequence Listings Statement 配列表に関する陳述書	Sequence Listing Statement 配列表に関する陳述書
Sequence Listing as originally filed 出願時の配列表	Sequence Listing as originally filed (replaced under Rule 12, 26 or 91) 配列表 - 出願時 (規則 12、26 又は 91 に基づく差替え)
Seq. List. Info 配列表に関する情報	~~Seq. List. Info~~ 削除
Sequence Listing – Correction 配列表 - 補充	Sequence Listing Corrected under Rule 26 配列表 - 規則 26 に基づく補充後

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

Sequence Listing – Rectification 配列表 - 訂正	Sequence Listing Rectified by the International Searching Authority (Rule 91) 配列表 - 国際調査機関により訂正された (規則 91)
Purported Sequence Listing (not in compliance with ST.26) 配列表として提出された書類 (ST.26 に準拠していない)	Purported Sequence Listing (not in compliance with ST.26) 配列表として提出された書類 (ST.26 に準拠していない)
Sequence Listing - Rectification - Rule 13*ter* (規則 13 の 3) 配列表 - 訂正	~~Sequence Listing - Rectification - Rule 13*ter*~~ 削除
Sequence Listing Incorporated by Reference (Rule 20.6) (規則 20.6) 引用により補充された配列表	Sequence Listing Incorp. By Ref. (Rule 20.6) 配列表 - 引用により補充された (規則 20.6)
Translation of Sequence Listing for the purposes of international publication 配列表の翻訳文 (国際公開目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of international publication 配列表 - 国際公開のための翻訳文
Translation of Sequence Listing for the purposes of international search 配列表の翻訳文 (国際調査目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of international search 配列表 - 国際調査のための翻訳文
Sequence Listing Validation Report 配列表検証レポート	Sequence Listing Validation Report 配列表検証レポート
Sequence Listing - Amendment - Article 34 配列表 - 補正 - 条約第 34 条	Sequence Listing Amendment Art.34 配列表 - 条約第 34 条に基づく補正後
Sequence Listings IPRP II 配列表 - 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章)	Sequence Listing - IPRP II Annex 配列表 – 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) 附属書
Sequence Listing - Correction - Rule 13*ter* (規則 13 の 3) 配列表 - 補充	~~Sequence Listing - Correction - Rule 13*ter*~~ 削除
Sequence listing - later submitted (Rule 20.5) (規則 20.5) 配列表 - 後に提出された	Sequence Listing - later submitted (Rule 20.5) 配列表 - 後に提出された (規則 20.5)
Sequence listing - later submitted (Rule 20.5*bis*) (規則 20.5 の 2) 配列表 - 後に提出された	Sequence Listing - later submitted (Rule 20.5*bis*) 配列表 - 後に提出された (規則 20.5 の 2)
Sequence Listing Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) (規則 91) 国際予備審査機関により訂正された配列表	Sequence Listing Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) 配列表 - 国際予備審査機関により訂正された (規則 91)
Sequence List Tables 配列表	~~Sequence List Tables~~ 削除
Sequence listing under Rule 13*ter* Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) (規則 91) 国際予備審査機関により訂正された規則 13 の 3 に基づく配列表)	~~Sequence listing under Rule 13*ter* Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91)~~ 削除
Translation of Sequence Listing for the purposes of Supplementary International Search 配列表の翻訳文 (補充国際調査目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of Supplementary International Search 配列表 – 補充国際調査のための翻訳文

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

文書 Minimal Specifications (MinSpec) for Electronic PCT Document Exchange が、上記の変更を反映し更新されました。現在適用中のバージョンは、バージョン 4.9 です。

今後の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」が、2026 年 4 月 28 日午後 3 時から 4 時 (中央ヨーロッパ夏時間) まで配信予定です。PCT 法務・ユーザ関連部副部長のマティアス・レイシュレ - パーク (Matthias Reischle-Park) が、優先権の主張の概念に関する背景を解説し、優先権の主張、補正と回復について詳しく見ていきます。

当ウェビナーは無料であり、シリーズ前回のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。当ウェビナーへの参加は、こちらからご登録下さい。

また、

- 訳者注: 日本語での PCT 基礎ウェビナーシリーズ、エピソード 3 「PCT 手続の期限をマスターする」とエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」は、併せて 2026 年 6 月 2 日 (火曜日) 日本時間の午後 4 時に配信予定です。こちらからご登録下さい。
- エピソード 4 「ePCT 出願の活用」 の中国語ウェビナーが、2026 年 5 月 5 日北京時間の午後 3 時から 4 時まで配信予定です。こちらからご登録下さい。
- 同じくエピソード 4 「ePCT 出願の活用」の韓国語ウェビナーが、2026 年 4 月 27 日韓国時間の午後 3 時半から 4 時半まで配信予定です。こちらからご登録下さい (訳者注: 当ウェビナーは配信済みであり、登録は既に終了しています)。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に、WIPO Academy website から行って下さい。

実務アドバイス

PCT を利用して発明に対する特許以外の保護を求めること

Q: 私は自国で特許を取得しました。他の海外市場にも保護を拡大したいと考えていますが、得られる資金はごく限られていると見込んでおり、また、それほど関心を持っていない市場もいくつかあります。PCT を利用して一部の国で特許以外の保護を取得することは可能でしょうか？

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

発明に対して代替的な保護の種類を規定する国内又は広域法令が存在する地域では、PCT を通じて特許以外の保護の種類を求めることができます。特許に代わる一般的な選択肢の一つは実用新案であり、その他にも追加証、追加特許や発明者証など、実用新案に類似した保護形態が存在します。

実用新案の取得や維持に適用される国内又は広域手続は、通常、より簡素で費用も安く迅速であり、実体審査はほとんど、或いは全く行われません。進歩性などの特定の要件は、さほど厳しくないか、存在しない場合もあります。但し、実用新案の保護期間は特許よりも短くなります。実体審査がほとんど、或いは全く行われないため、実用新案は、通常、特許ほど「強力」ではなく、有効性に関する法的確実性も低くなります。

発明に対する代替的な保護形態の詳細は、国内制度によって異なります。一部の国では、実用新案は製品発明に限り且つ限定された技術分野でのみ取得可能であり、さらに、技術的、化学的、生物学的プロセスは、実用新案の保護の対象とならない場合があります。

重要な点として、PCT 制度は、発明に対する代替的な保護形態を求めることを可能にする一方で、商標や意匠などの知的財産権は対象としていません。WIPO は、こうした知的財産権のために、例えば商標に関するマドリッド制度や意匠に関するハーグ制度など、他の国際的な保護制度を提供しています。

PCT を通じて国際出願する場合、PCT 願書を提出することで、国際出願日時点で PCT の下で利用可能な全ての指定国について、当該各国で利用可能な全ての種類の保護が、自動的且つ包括的に適用されることになります (PCT 第 2 条(ii)、 第 43 条、第 44 条、規則 4.9(a))。また、該当する場合には、広域と国内特許の両方についても、指定国において得られる全ての種類の保護が適用されます (PCT 第 45 条、規則 4.9(a)(ii))。

PCT 手続の国際段階では、保護の種類に関して表示する必要はなく、願書様式や ePCT 出願においても保護の種類を表示する欄は設けられていません。そのため、出願人は、国内段階に移行するまで選択肢を保留しておくことが可能です。具体的な保護の種類を選択するのは、各指定官庁への出願時となります。国際段階での手数料は、最終的にどの種類の保護を求めるかに関わらず同一料金です。

但し、出願人が、PCT 出願が追加特許、追加証、追加発明者証、若しくは追加実用証 (PCT 規則 4.11(a)(i))、或いは先の出願の継続出願若しくは一部継続出願 (PCT 規則 4.11(a)(ii)) として取り扱われることを希望する場合には、願書に特定の表示が必要となることがあります。

各官庁で取得可能な保護の種類に関する情報は、Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States の表と PCT 出願人の手引の国内章に掲載されています。また、各国における代替的な保護形態に関する法令の詳細は、WIPO Lex データベースに掲載されています。実用新案に関する基本情報やよくある質問 (FAQs) は、WIPO の実用新案に関するウェブページからご利用下さい。

一部の国では、出願人が二種類以上の保護を選択できることを認めており、そのような場合には、出願人は、指定官庁に対して、主として求める保護の種類を表示するよう求められることがあります (PCT 規則 49 の 2.1(b))。一部の法域では、実用新案と特許による保護は、代替関係にあるというよりは補完的な関係にある場合があり、出願人は、特許の付与を待つ間に実用新案を取得できる可能性があります。さらに、一部の国では、一の種類の保護を他の種類の保護に変更することができる旨を規定しています (PCT 規則 49 の 2.2(b))。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

広域特許機関の加盟国の中には、特許以外の保護を提供しているものの、「国内ルートを閉鎖」している国があります。これは、当該国については広域特許のみ指定可能であり、PCT 経由では当該国については他の種類の保護を取得できないことを意味します。例えば、フランスは国内ルートを閉鎖しているため、certificat d'invention（発明証）はフランス国内で直接出願する場合に限り請求が可能です。なお、上述した表と PCT 出願人の手引には、PCT 経由では取得できない保護の種類については記載されていません。

現地の特許制度が複数の保護の選択肢を提供している場合、それぞれの保護について具体的な特徴を慎重に検討・比較し、どの保護手段が自身の発明のために且つどの市場において適しているのかを判断する必要があります。例えば、既存の製品に改良を加えたものの、その改良が特許を取得できるほどの十分な進歩性を有しているとは見なされない場合や、関係する製品のライフサイクルが短いと予想される場合、対象となる市場において実用新案や類似の保護手段が取得可能であれば、それらを検討する価値があるでしょう。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2022 年 4 月号: 国際出願を特定の国において特許以外の保護を求める出願として取り扱われるよう請求すること
- 2018 年 5 月号: どの指定官庁が実用新案による保護を提供するかを知る方法と、国際出願に関してそのような保護を請求する方法
- 2018 年 4 月号: 特許による保護の代わりに実用新案による保護を求めること
- 2004 年 11 月号: 国際出願における指定国の確認方法; 広域特許のためにのみ指定される締約国

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいた全てのトピックスを掲載できるとは限りませんが、皆様からのご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 5 月号 | No. 05/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

バハマが PCT に参加

8 月 19 日の加入により、PCT 条約加盟国が 159 か国へ



バハマが、PCT の 159 か国目の締約国となります。同国は 2026 年 5 月 19 日に WIPO に加入書を寄託しており、8 月 19 日より本条約に拘束される予定です。

2026 年 8 月 19 日より、バハマの出願人と発明者は、全ての PCT 締約国において特許保護を求める手段として、PCT に基づく特許出願ができるようになります。また、海外のイノベーターや企業も、PCT 制度を利用してバハマにおける発明の特許保護を求めることができるようになります。

WIPO 特許・技術セクターの副事務局長であるリサ・ヨルゲンソン (Lisa Jorgenson) は次のように述べています。「特許協力条約 (PCT) は、その世界的な対象範囲を拡大し続けています。バハマがカリブ海地域で増加している PCT 加盟国に加わることで、同地域の国際的な経済統合と競争力が強化されるでしょう。この新たな展開が、バハマ国内と海外の発明者や企業にとってどのような機会をもたらすのか期待しています。」

バハマの PCT 受理官庁と指定官庁としての役割に関する情報は、まもなく PCT 出願人の手引 (2 文字コード: BS) に掲載される予定です。

今月号のその他のトピックス: 新たな WIPO 報告書 — 更なる官庁が DAS サービスに参加 — PCT アップデート — 今後の PCT 研修 — 実務アドバイス「PCT を利用して広域特許を求めること」

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

欧州特許庁が ePCT を利用した電子通知の送信を可能に

2026 年 6 月 1 日より、欧州特許庁 (EPO) のユーザは、WIPO の ePCT オンラインサービスを利用して、EPO が発行する PCT 関連の通信を電子通知で受信できるようになります。

この新機能は、EPO と WIPO の緊密な協力の成果であり、PCT ユーザは、紙形式の通知に代わって、より迅速且つ安全なデジタル手段を選択できるようになります。本サービスは、EPO が受理官庁 (記録謄本が国際事務局 (IB) へ送付された後)、国際調査機関、又は国際予備審査機関として発行する通信に適用されます。

この新サービスを利用するには、EPO ユーザは WIPO アカウントを保有している必要があり、出願時 (様式 PCT/RO/101 を使用) 又は出願後に、なされた各 PCT 出願について電子通知を受信する旨に同意しなければなりません。

本サービスを選択したユーザは、電子通知の受信に同意した出願に関連する通信を、ePCT で直接確認できるようになります。ユーザは、ePCT にて書類を閲覧し、ダウンロード可能なリンクが記載された電子メールを受信します。紙媒体による PCT 関連の通信の送付は行われません。電子送信された各書類は、当書類に記載された日付に配達されたものとみなされます。

当面の間、PCT 規則 45 の 2 に基づく補充調査のために指定された機関としての EPO が発行する通知、又は記録謄本が IB へ送付される前に受理官庁としての EPO が発行する通知については、ePCT による通知は利用できません。

本サービスに関する詳細は、EPO が公表した通知をご参照下さい。

WIPO の新たな刊行物が、2 つの経済分野における特許動向を明らかに

報告書は、スポーツと大型道路輸送分野におけるイノベーションの価値を強調

WIPO の新たな調査では、スポーツ産業が特許やその他の知的財産権の分野で急成長を遂げていることを明らかにしています。

2016 年から 2025 年の間に、世界中で 65,700 件以上のスポーツ関連の発明が記録され、特許出願件数は年率 7.6%増加しています。これは、全分野の出願件数の平均成長率 4.4%を大幅に上回る数値です。

「世界知的財産の日」記念行事の一環として配信された WIPO Technology SPARK report on Sports Technology では、特許、商標、意匠を分析し、様々な地域やスポーツ種目ごとに発明活動、商業化、デザイン主導の差別化に関する傾向を考察しています。

本報告書の全文は WIPO ウェブサイトからアクセスできるほか、概要はプレスリリースをご参照下さい。

また、WIPO は、大型道路輸送の脱炭素化を可能にする技術の動向を検証した特許ランドスケープ報告書も配信しました。

国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) との提携により始動したこの新たな調査では、2000 年から 2024 年の間に公開された 158,000 件以上の特許ファミリーを分析し、中核技術分野におけるイノベーションの包括的な概要を提供しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

本報告書の詳細は、プレスリリースを参照するほか、本報告書の全文にアクセスして下さい。

標準必須特許 (SEP) の評価方法に関する報告書が近日公表へ

WIPO は、標準必須特許 (SEPs: Standard Essential Patents) の分野における、公正 (Fair)、合理的 (Reasonable) 且つ非差別的な (Non-Discriminatory) (FRAND) ライセンス条件を評価するために用いられる経済的評価方法を分析した新たな報告書を刊行しました。

本報告書 Valuation Methods in Licensing Standard Essential Patents (標準必須特許のライセンス供与における評価方法) は、6 月 4 日 (木) 午後 3 時 (ジュネーブ時間) に開催されるオンライン公表イベントにてライブ配信される予定です。

多くの政策において、SEP は FRAND 条件に基づきライセンス供与されることが求められています。しかしながら、そうした包括的な取り組みを具体的なライセンス条項に落とし込むのは困難を伴う場合があります。本報告書は、FRAND 条件の決定における主要なアプローチとその長所・短所を提示し、関係者の理解を深めるとともに、より十分な情報に基づいた SEP ライセンス供与における交渉や紛争解決の支援を目的としています。

本報告書の詳細は WIPO ウェブサイトから利用可能です。また、公表イベントには無料で参加登録できます。

モルドバ共和国が欧州特許機構に参加 - 詳細情報

2026 年 6 月 1 日より従来の有効化の合意は効力を喪失

先月の PCT ニュースレターでお伝えした通り、2026 年 6 月 1 日にモルドバ共和国は欧州特許条約 (EPC: European Patent Convention) に加盟し、欧州特許機構の 40 か国目の締約国となります。

欧州特許庁 (EPO) は、モルドバ共和国の EPC への加盟の効力を確認する通知を公表しました。

2026 年 6 月 1 日以降に行われる国際出願には、欧州特許のためのモルドバ共和国の指定が含まれることになります。同日より、モルドバ共和国の国民及び居住者は、WIPO 国際事務局に加え、EPO を受理官庁として国際出願することが可能となります。

モルドバ共和国と欧州特許機構との間の有効化の合意 (訳者注: 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との有効化の合意) は、2026 年 6 月 1 日にモルドバ共和国において EPC が発効すると同時に終了します。同日以降、モルドバ共和国において欧州特許出願と欧州特許の有効化を行うことはできなくなります。但し、2026 年 6 月 1 日より前になされた欧州出願と国際出願、並びにそれらの出願に基づいて付与された欧州特許については、引き続き有効化制度が適用されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (MD)、B (EP)、C (EP)、及び国内編、概要 (EP) が更新されました)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求す

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ることができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

CZ チェコ共和国

チェコ共和国産業財産庁は、2026 年 7 月 1 日より、提供庁と取得庁の双方として DAS に参加します。

IE アイルランド

アイルランド知的財産庁は、2022 年 2 月 17 日より、取得庁として DAS に参加しています。更に、2026 年 5 月 11 日より、提供庁としての運用を開始しました。

LU ルクセンブルグ

知的財産庁 (ルクセンブルグ) は、2025 年 12 月 1 日より、提供庁と取得庁の双方として DAS に参加し、運用を開始しています。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (CZ、IE、LU) が更新されました)

詳細は、WIPO ウェブサイトの DAS news をご参照下さい。

PCT アップデート

DE: ドイツ (委任状)
LV: ラトビア (同庁の問い合わせ先、手数料)
RU: ロシア連邦 (手数料)
TR: トルコ (手数料)
US: 米国 (代理人による代理)

米国特許商標庁 (USPTO) は、PCT 規則 51 の 2.1(b) に基づく代理人による代理に関する特別な要件を変更します。

2026 年 7 月 20 日より、米国内又はその領土内に住所を有しない出願人については、USPTO に対し業として手続を行う登録代理人の選任が義務付けられます。

詳細は、2026 年 3 月 20 日に USPTO が公表した最終規則を参照。

(PCT 出願人の手引 国内編、概要 (US) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 6 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 ニュージーランドドル

シンガポール知的財産庁 韓国ウォン

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

韓国知識財産処 (MOIP)..... シンガポールドル

2026 年 7 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO) スイスフラン

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) スイスフラン

インド特許庁 ユーロ

日本国特許庁 (JPO) ユーロ

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、EA、IN、JP、KR、RU、SG) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2026 年 7 月 1 日より、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が行う補充国際調査の補充調査手数料について、スイスフランで支払う換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

今後の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

今後数週間にわたり、PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) から幾つかのエピソードが、以下の言語で配信される予定です。

- 韓国語によるエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」のウェビナーは、2026 年 5 月 28 日韓国標準時の午後 3 時半から 4 時半まで配信予定です。こちらからご登録下さい 。
- 日本語によるエピソード 3 「PCT 手続の期限をマスターする」とエピソード 5 のウェビナーは、併せて 2026 年 6 月 2 日日本標準時の午後 4 時から 5 時まで配信予定です。こちらからご登録下さい。
- 中国語によるエピソード 5 のウェビナーは、2026 年 6 月 3 日中国標準時の午後 3 時から 4 時まで配信予定です。こちらからご登録下さい。

全てのウェビナーは無料で、シリーズ前回のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に、WIPO Academy website から行って下さい。

実務アドバイス

PCT を利用して広域特許を求めること

Q: PCT 出願を行うための ePCT システムでは、一部の締約国は国内特許のみを、一部は広域特許のみを、その他は国内特許と広域特許の両方を指定先として表示しています。指定先の区別はどのように機能し、なぜ重要なのでしょうか？また、異なる指定先を選択すると、特許保護の取得にどのような影響があるのでしょうか？

PCT 制度は、複数の国で特許保護を取得するための手続を効率化し、簡素化するものです。広域特許制度と併用することで、更なるメリットが得られる場合があります。

PCT 第 45 条に基づき、広域特許条約や国内法令は、PCT 出願人が PCT を通じて広域特許を求めることを認める場合があります。現在、これを認めている取決めがある広域条約は 4 つあります。アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組みにおける特許及び意匠に関する議定書、ユーラシア特許条約 (EAPC)、欧州特許条約 (EPC)、そしてアフリカ知的財産機関 (OAPI) 設立に関する協定です [1] (訳者注: アルファベット順に列挙しています)。

先月の実務アドバイスで述べた通り、PCT 願書を提出することで、国際出願日時点で PCT の下で利用可能な全ての指定国について、当該各国で利用可能な全ての種類の保護が、自動的且つ包括的に適用されることになります (PCT 第 2 条(ii)、 第 43 条、第 44 条、規則 4.9(a))。また、該当する場合には、国内と広域特許の両方についても、指定国において得られる全ての種類の保護が適用されます (PCT 第 45 条、規則 4.9(a)(iii))。

国際段階では、出願人は、広域又は国内特許の取得に関する表示を行う必要はありません。出願人は、上述した広域条約のいずれかの加盟国については、広域官庁に広域段階移行するか否か、或いは可能であれば関係する国内官庁に国内段階移行するか否かに関して、選択肢を残しておくことができます。なお、一部の国では「国内ルートが閉鎖」されており、それらの国については、広域特許のみを指定することが可能です。現在、EPC 加盟国の一部と OAPI 加盟国の全てがこれに該当します。

広域特許制度の特徴は様々です。EPC や ARIPO では広域段階に移行する際、その広域制度内のどの国で特許保護を取得したいのかを選択できますが、EAPC や OAPI の制度では全ての国が指定され、指定から特定の国を除外することはできません。

出願人が、関心のある市場において国内又は広域特許のどちらを取得するかを選択可能な場合、それぞれのルートを比較検討し、自身の特定の状況においてどちらがより有利かを決定する必要があります。

[1] もう一つの広域特許制度は、湾岸協力会議 (GCC: Gulf Cooperation Council) 特許庁を通じて運用されています。GCC 特許は PCT を通じて取得することはできません。これは、広域条約や加盟各国の国内法令にも、現時点では第 45 条に基づくそのような可能性を規定していないためです。但し、GCC 加盟 6 か国は全て PCT 締約国であり、国内特許の指定国となっています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

決定する際には、特許性の要件に関する適用法令に加え、特許権の取得、維持や権利行使にかかる費用や手続などを考慮に入れるべきです。

決定のプロセスは、基本的に国内段階移行の場合と同じです。PCT 出願人の手引の国内編には、国内/広域段階移行に関する期間や要件、各国の国内法令に基づく特別な要件に関する情報が記載されています。PCT Contracting States for which a regional patent can be obtained via the PCT、Types of protection available in different Contracting States や Time limits for entering the national/regional phase (全ての官庁について) の表は、WIPO ウェブサイトをご参照下さい。

更に、PCT 出願では、広域特許のために指定される異なる国について、異なる出願人を表示することができますが、特定の国が国内特許と広域特許の両方のために指定されている場合は、同一の出願人を両指定について表示しなければならないことにご留意下さい (PCT に基づく実施細則第 203 号(b))。

手数料については、国際調査又は国際予備審査を既に行った官庁に国内又は広域段階移行するのであれば、免除又は減額が適用されることがあります。国際出願を行う予定の受理官庁において、国際出願の調査を管轄する国際調査機関が複数指定されている場合、PCT 出願の際に手数料の免除又は減額が受けられる官庁の情報を考慮しておくことは、戦略的な利点となります。

国内段階の移行先については、何よりもまず自社のビジネスニーズを考慮すべきですが、手続の効率性、早期審査の枠組みやワークシェアリングの取決め (例えば、特許審査ハイウェイの合意など)、国際段階での誤りを訂正するための救済措置の有無や、紛争解決メカニズムの選択肢なども判断する基準として検討するとよいでしょう。

これに加え、特定の地域に関しては、更に具体的な要件が適用される場合があります。一例を挙げると、欧州特許が付与された場合、特許権者は、欧州連合 (EU) の加盟国であり、且つ欧州単一効特許制度に参加している EPC 加盟国の全領域において、当該特許の単一効特許を請求することができます。これにより、統一特許裁判所 (UPC: Unified Patent Court) における統一的な保護と簡素化された司法執行手続が確保されます。詳細は、EPO ウェブサイトをご参照下さい。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2026 年 4 月号: PCT を利用して発明に対する特許以外の保護を求めること
- 2021 年 9 月号: 国際出願の早期国内段階手続の申請
- 2019 年 3 月号: 出願の戦略: 国際出願を国内 (もしくは該当する場合には広域) 官庁または受理官庁としての国際事務局に出願するかどうかを決定する際に検討すべき要素 - カナダ国民である米国居住者の事例
- 2017 年 1 月号: 中南米で効率的に特許を取得するための PCT 及び PPH-PROSUR

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいた全てのトピックスを掲載できるとは限りませんが、皆様からのご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 6 月号 | No. 06/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 年次報告 2026 の発行

PCT 出願、国内段階移行や PCT 制度の運用実績に関する豊富なデータを提供

WIPO は、PCT 制度を利用した特許活動に関して毎年実施している詳細な統計分析の最新版である PCT 年次報告 2026 を発行しました。



本報告は、PCT ニュースレター2026 年 3 月号で報告された 2025 年の PCT 出願データを更に詳しく掘り下げたものです。国際出願を分析した 30 の図表に加え、2024 年 (データが入手可能な最新年度) の国内段階移行に関する情報も掲載されています。

詳細な出願データによると、PCT 出願に記載された全発明者に占める女性の割合は 18.1%を占めました。しかしながら、女性発明者の割合は過去 15 年間で着実に上昇しており、2011 年以降、合計で 6.7%ポイント増加しています。

また、同報告によると、2024 年の PCT 国内段階への移行件数は 3.7%減少し、2 年連続の減少となりました。PCT 国内段階への移行件数は、世界中で出願された非居住者による特許出願の 53.3%を占めました。

今月号のその他のトピックス: PCT アップデート — 中小企業向け、事業戦略を決定する枠組みとしての PCT タイムラインの活用方法 — 上級者向け PCT セミナーに是非ご登録下さい — 実務アドバイス「PCT 第 I 章に基づく国際段階において官庁から受け取る通知」

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2025 年の PCT 出願のほぼ全て (99.4%) が電子出願であり、そのうち 44.5%は ePCT サービスを利用して出願されました。国際事務局 (IB) は、PCT 出願の 81.3%は受理してから 1 週間以内、95.6%は 2 週間以内に PCT で義務付けられている方式審査を行った一方、受理官庁が PCT 出願を IB に送付するまでの平均所要期間は 2.7 週間でした。これら両方の指標は、基準となる報告年度である 2011 年以降、各官庁における業務効率が大幅に改善されたことを示しています。

PCT 年次報告 2026 英語版は無料でダウンロード可能であり、基礎データもダウンロードできます。エグゼクティブ・サマリーは、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語でまもなく公表予定です。

WIPO がオンラインボタンを導入し PCT インフォラインへのアクセスを簡素化



この度、PCT ユーザは、インターネットから直接 WIPO の PCT インフォメーション・サービスに無料で通話できるようになりました。いくつかの PCT ウェブページに「無料通話」(“Call for free”) ボタンが追加され、同サービスへのアクセスが更に容易になりました。発信者がインターネットに接続していれば、世界中のどこからでも無料で通話することができます。

PCT インフォメーション・サービスでは、国際出願の提出や PCT の国際段階における手続に関する一般的なお問い合わせにお答えしています。ユーザは、ジュネーブ時間 (現在は中央ヨーロッパ夏時間) の午前 9 時から午後 6 時の間に WIPO インフォラインチームの担当者と話すことができます。

ユーザは、引き続き電話 (+41 22 338 83 38) 又は電子メール (pct.infoline@wipo.int) にて当サービスへ問い合わせすることも可能です。

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは、7 - 8 月の合併号となり、8 月前半に発行予定です。そのため、今月号と合併号の間と合併号と 9 月号の間は、通常よりも発行までの間隔が長くなります。

これらの期間中に PCT に関する重要なニュースをユーザにお知らせする必要がある場合には、PCT 電子メール配信サービスや PCT ウェブページのニュース欄にてご案内します。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、無料で登録手続が可能です。当サービスは、PCT ユーザの皆様に PCT ニュースレター最新号の発行や臨時のお知らせをご案内します。詳細や最新ニュースについては、LinkedIn で WIPO – Patents and Technology をフォローして下さい。

また、PCT ニュースレター今月号、7 - 8 月号と 9 月号の発行期間の合間にも、PCT セミナーカレンダーや手数料表が更新され、個別に公表されることがあります。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 総会の指針

PCT 総会の指針の最新版は、新たに開設された専用ウェブページにて利用可能です。「所定 PCT 手数料の減額基準を満たす国の一覧の更新に関する指針」(2024 年 7 月 17 日より発効) と「所定手数料の換

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針」(2010 年 7 月 1 日より発効) が収録されています。専用ウェブページから、利用可能な全言語版の指針にアクセスできます。

国際出願の電子出願と処理

ポーランド共和国特許庁における電子出願方法の変更

2026 年 8 月 1 日より、ポーランド共和国特許庁は、EPO Online Filing (eOLF) を利用した電子形式で提出される国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信の受理を終了します。今後、同官庁が認める電子出願ソフトウェアは、ePCT 出願のみとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (PL) が更新されました)

PCT アップデート

AU: オーストラリア (手数料)
BS: バハマ (PCT への加入)

PCT ニュースレター5 月号でお知らせしたとおり、バハマは 2026 年 8 月 19 日より PCT 条約に拘束されます。加入書には、PCT 第 64 条(5) に基づく宣言が含まれており、バハマは PCT 第 59 条 (特許協力条約又は PCT 規則の解釈又は適用に関する二以上の PCT 締約国の間の紛争に関する規定) に拘束されないものとみなす旨が明記されています。

(PCT 出願人の手引 PCT 締約国が更新されました)

CN: 中国 (手数料の支払期間)

指定 (又は選択) 官庁としての中国国家知識産権局 (CNIPA) は、特許と実用新案の出願手数料、並びに特許の出願公開手数料は、PCT 第 22 条又は第 39 条(1) に定める期間内に支払う必要がある旨を明確にしました。特許又は実用新案について適用される追加の出願手数料は、同時に支払われなかった場合でも、CNIPA からの求めに応じて支払うことが可能です。

(PCT 出願人の手引 国内章、概要 (CN) が更新されました)

EC: エクアドル (当該官庁の電子メールアドレス)
HN: ホンジュラス (当該官庁の電子メールアドレス)
HU: ハンガリー (手数料)
IL: イスラエル (手数料)
LK: スリランカ (当該官庁の電子メールアドレス)
MT: マルタ (代理人による代理)
NO: ノルウェー (手数料)
RU: ロシア連邦 (当該官庁の問い合わせ先)

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) の住所とファックス番号が、以下のとおり変更されました。

所在地とあて名:

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(一般の問い合わせ)
Federal Service for Intellectual Property (Rospatent)
Berezhkovskaya nab. 30-1
Moscow, G-59, GSP-3, 121059
Russian Federation

(出願手続専用)
Federal Institute of Industrial Property (FIPS)
Berezhkovskaya nab. 30-1
Moscow, GSP-1, 119991
Russian Federation

ファックス番号: (7-495) 531 63 36

(PCT 出願人の手引 附属書 B (RU) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 7 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 スイスフラン、シンガポールドル

インド特許庁 米国ドル

イスラエル特許庁 ユーロ、米国ドル

国立産業財産機関 (ブラジル) ユーロ、米国ドル

2026 年 8 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO) ハンガリーフォリント、ノルウェークローネ

イスラエル特許庁 スイスフラン

韓国知識財産処 (MOIP)..... ニュージーランドドル

北欧特許機構 ノルウェークローネ

スウェーデン知的財産庁 (PRV) ノルウェークローネ

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、BR、EP、IL、IN、KR、SE、XN) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

SME サポートシリーズ

PCT SME (Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 3 回 「PCT タイムラインの戦略的な活用方法とは？」

Q: 私は小企業を経営しており、重要な発明について遅滞なく特許保護を求めたいと考えています。一方で、当社は現在もプロダクトテストを行い、投資家や潜在的なパートナーとの協議を進め、発明の販売や製造先、或いはライセンス供与を行う場所を決定している最中です。PCT を利用すれば、特許保護を求める国を決定するための時間をより多く確保できると理解しています。その時間をどのように活用すべきでしょうか？

A: PCT のタイムラインは、PCT 制度を支える法的枠組みと特許出願手続を反映したものです。PCT を効果的に活用するには、これらの手続に従う必要があります。従って、タイムラインと PCT 手続のための期間を遵守することは、それらの法に準拠することでもあります。しかし、タイムラインを実用的な事業計画のツールとして捉えることも理にかなっています。適切に理解すれば、タイムラインは重要な事業戦略やスケジュールの策定に役立ちます。PCT のメリットを最大限利用するためには、PCT 制度が提供する柔軟性、リスクや費用の管理が可能な機会が手続のどの段階に存在しているかを把握する必要があります。

PCT は、特許出願制度であり、特許を付与する制度ではありません。国際出願を行ったからといって、「国際特許」が付与されるわけではありません。発明に対する保護が認められるかどうかは、保護を求めることを選択した各国の国内又は広域の特許庁が決定します。但し、国際出願日が認められれば、PCT 出願は、各指定 (すなわち、選択) 国において、通常の国内出願と同様の法的効力を持ちます。

PCT 出願を行うと、通常は、PCT 締約国全てが自動的に指定されます。保護を求める国を特定するのは、手続後半の段階 (いわゆる国内段階) まで待つことができます。これにより、手続、審査、翻訳や法律専門家にかかる費用の大部分を手続の後半まで先送りすることが可能になります。

PCT 出願を行うことで、保護を求める地域を選択するための明確なスケジュールが示されます。国内段階への移行には多額の費用がかかる場合があるため、保護を求める国や地域を決定する際には、その費用と、各市場における保護がもたらす潜在的な商業的利益とを比較検討する必要があります。PCT 手続の流れを理解しておけば、適切な決定が必要な手続の各段階に集中することができます。

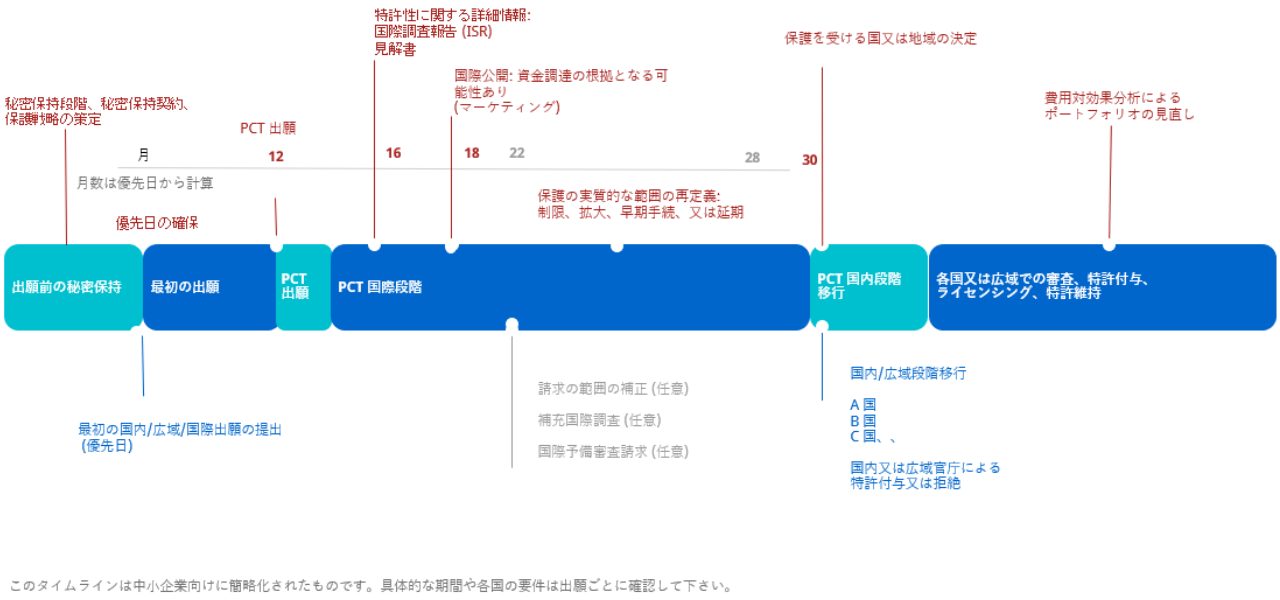
図 1 は中小企業向けの PCT タイムラインを示しています。一見複雑に見えるかもしれませんが、ご安心下さい。法律専門家が必要な手続を案内してくれます。また、PCT を利用すると、国際事務局やその他の特許庁から、必要な手続を知らせる一連の通知や PCT 様式が、出願人又は法律専門家に送付されます (詳細は、今月号の下記の「実務アドバイス」記事をご参照下さい)。図 1 では、PCT 出願に伴う主な法的・手続上の流れに加え、中小企業にとって重要な事業戦略の策定に関する事項も強調しています。これらの事項については、以下の表 1 でより詳しく説明しています。出願プロセスに関しては、以下の重要な点を理解しておく必要があります。

- タイムライン上の月数は、優先日から起算されます。多くのユーザは、最初に 1 件又は複数の国内又は広域特許出願を行い、その後 12 か月以内に先の出願からの優先権を主張して PCT 出願を行います。優先日は、優先権が主張される最先の出願の出願日、又は先の優先権が主張されない場合は、国際出願日となります。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- 優先期間の終了間際に PCT 出願が行われる典型的なケースでは、国際調査報告 (ISR) と国際調査機関による見解書は、通常、優先日から約 16 か月後に利用可能になります。これら 2 つの文書は、判断材料として役立ちます。ISR は関連する先行技術を特定するものであり、見解書は、当該発明が PCT の要件、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を含む特許性に関する基準を満たしているかどうかについて、予備的且つ拘束力のない見解を示すものです。
- 出願人が事前に取り下げを行わない限り、WIPO は通常、優先日から 18 か月が経過した後速やかに国際出願を公開します。
- 大多数の特許庁において、国内又は広域段階への移行期間は、通常、優先日から 30 か月又は 31 か月以内となっています。但し、各特許庁に適用される期間や要件については、常に確認する必要があります。また、国や地域ごとに早期に且つ個別に国内段階へ移行することも可能であることを知っておいて下さい。
- 図 1 には、任意の国際段階の手続も示されています。例えば、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正、補充国際調査や PCT 第 II 章に基づく国際予備審査の請求などが、場合によっては該当することがあります。第 II 章に基づく請求は、通常、国際調査報告 (ISR) と見解書の送付から 3 か月以内、又は優先日から 22 か月以内 (いずれか遅い方の日) に提出する必要があります。対応する国際予備報告は、通常、国際段階の後半に作成されます (簡略化されたタイムラインでは、およそ 28 か月後と表示されています)。

図 1: 中小企業向けPCTタイムライン



このタイムラインは中小企業向けに簡略化されたものです。具体的な期間や各国の要件は出願ごとに確認して下さい。

特許取得に伴う法的・方式上の要件に加え、もう一点ビジネスの観点から、より根本的な一連の事項についても考慮が必要です。表 1 では、PCT タイムラインの各段階におけるビジネス上重要な考慮事項を説明しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

表 1: PCT タイムラインの各段階におけるビジネス上重要な考慮事項

タイミング	PCT/法的観点	中小企業/ビジネス観点
開示前	PCT 手続はまだ開始していない。特許保護を希望する場合は、最初の出願を準備する。	技術情報は機密として扱う（知る必要のある者に限定）; 秘密保持契約（NDA）を確認・使用する; 創業者、従業員、コンサルタント、契約業者、研究パートナー、又は共同出願人候補者から特許権に関して確認を行う; 何を出願書類に記載すべき事項とし、何をノウハウや営業秘密として留保すべき事項とするかを検討する。
最初の出願及び優先期間	最初に国内出願又は広域出願を行う。優先権を主張する場合は、優先日から 12 か月以内に PCT 出願を行う。	最初の 12 か月間を利用して、ビジネスケース、有望な市場、競合他社、投資家やパートナー向けの資料や予算を検討する。最初の出願前や出願の初期段階では、各特許庁又は自社による特許情報の調査が重要となる。また、特定の市場での販売を開始する前に、別途、特許侵害予防調査(freedom-to-operate review）が必要になる場合がある。
PCT 出願及び国際調査の後	優先期間の終了間際に PCT 出願が行われる典型的なケースでは、国際調査報告（ISR）と見解書は、優先日から約 16 か月後に利用可能となる。また、請求の範囲に対する第 19 条に基づく補正、補充国際調査、PCT 第 II 章に基づく国際予備審査の請求など、任意の手続も検討可能。	調査結果（ISR と見解書）を意思決定の材料として活用: 特許請求の範囲を精査、リスクを再評価、投資家やパートナー向けの資料を更新し、戦略を拡大する、特化する、迅速化するのかを決定する。公開に向けた準備を行うか、（ごく稀なケースで）発明を秘密保持し、更なる改良を進めるために、当該発明に関連する全ての出願を取り下げる。発明の内容が一切公表されていない限り、改良を加えた上でいつでも再出願が可能。
国際公開及び任意の第 II 章手続	出願が取り下げられない場合は、通常、優先日から 18 か月が経過した後速やかに出願が公開され、公衆がアクセス可能な PATENTSCOPE データベースを通じて利用可能となる。第 II 章に基づく請求の提出期間は、通常、ISR と見解書の送付から 3 か月後、又は優先日から 22 か月後（いずれか遅い方の日）。簡略化されたタイムラインでは、第 II 章報告の作成はおよそ 28 か月後と表示。	第 II 章に基づく請求を検討している場合は、国内又は広域段階に移行する前に、国際予備審査が役立つかどうかを決定する。ビジネス上の観点から、審査の進捗状況に基づいて他の管轄地域での出願処理を迅速化することを視野に入れ、早期審査を優先することが望ましい場合もある。これにより、地理的な保護範囲について柔軟性を維持し、国内と広域段階での多額の費用の発生を先送りしつつ、明確な特許審査状況の把握が可能。
国内・広域段階前	多くの特許庁において、通常は、優先日から 30 か月以内に国内段階へ移行しなければならないが、期間や要件は特許庁によって異なる。期間内に国内段階に移行しない場合は、PCT 出願は効力を喪失する。	出願時には、全ての PCT 締約国が自動的に指定されるため、国内又は広域段階への移行先に関する決定は、一般的に適用される期間が近づいてから行うことが可能。顧客、競合他社、製造、パートナー、ライセンス、権利行使、翻訳や現地代理人の費用、規則が適用する期間、資金の調達状況などを考慮し、ビジネスケースに応じて国を選定する。PCT 特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）の取決めに基づき、特定の国において早期審査の申請も検討する。
国内・広域段階移行後	各国内・広域官庁は、それぞれの法令に基づき出願を審査し、保護を付与するかどうかを決定する。	出願手続中や特許取得済みのポートフォリオを定期的に見直す: 特許維持料の支払いが依然として妥当であるかどうかを判断し、ライセンス供与や譲渡の機会を検討し、特許庁からの通知や支払請求を確認する。

参考となる WIPO 資料

WIPO は様々な資料を無料で提供しています。PCT の主要な手続や各特許庁ごとの要件は、PCT FAQs や PCT 出願人の手引をご参照下さい。公開済みの PCT 出願については PATENTSCOPE、電子出願や優先権書類の管理については ePCT と DAS、特許権、秘密保持、ポートフォリオの作成といったより広範な知的財産管理に関する詳細は、WIPO IP Diagnostics や刊行物「アイデアを事業にする: スタート

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

アップ企業のための知的財産ガイド」、更に、特定の特許庁における早期審査の適用可否については、WIPO の PCT-PPH ウェブページをご確認下さい。

重要なポイント

中小企業にとって、PCT タイムラインは単なる法的な期間を表示したリストにとどまらず、事業戦略の策定やリスク管理のツールとしても機能します。当ツールは、国際公開前の選択肢を広く残す、市場調査を行う、出願の調査結果を検討する、国内段階移行する国をより慎重に選定する、国内又は広域段階移行前の不要な費用を回避する目的でご活用下さい。

今後の PCT 研修

2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日まで開催予定の上級者向け PCT セミナーに是非ご登録下さい

WIPO は、2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日までジュネーブにて、恒例の上級者向け PCT セミナーを開催します。

この対面式セミナーは、特許管理者、パラリーガル、海外出願の専門家や特許代理人、弁理士など PCT 制度の実践者を対象としています。参加者は、国際事務局の PCT チームから PCT 制度のベストプラクティスのアドバイスを得られ、当制度の最新動向についての理解を深められる内容となっています。

まもなく参加登録の受付を開始します。過去のセミナー動画や資料へのリンクを含む詳細については、上級者向け PCT セミナーのウェブページをご利用下さい。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門（DL101PCT）では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に、WIPO Academy website から行って下さい。

日本語の PCT 出願人の手引

現在、日本語の PCT 出願人の手引は、PDF で公開され年に一度更新されていますが、国際事務局では、今後、同手引を、英語・フランス語版と同様の html 形式で公開するように準備をすすめています。新たな手引が公表されましたら、本ニュースレターでご案内いたします。

実務アドバイス

PCT 第 I 章に基づく国際段階において官庁から通常受け取る通知

Q: 私は PCT 出願を行ったばかりです。私の出願に方式上の欠陥がないものと仮定すると、国際段階ではどのような通知が届くのでしょうか？

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

A: PCT に基づく国際出願を行った後には、受理官庁 (RO)、国際事務局 (IB) や国際調査機関 (ISA) から、様々な通知、求めやその他の通信が届きます。通常、すなわち、提出された PCT 出願に方式上の欠陥が認められない場合には、出願人は、以下に概説する通知を受け取ることになります。(なお、この概要には、PCT 第 II 章に基づく国際予備審査に関連する通知は含まれていません。)

出願人は、各通知の到着状況を注意深く観察し、その内容を確認する必要があります。通知に記載されている情報が自身の記録と一致しているかを必ず確認して下さい。出願が公開された時点では、是正措置の重要な期間がすでに経過している可能性があるため、誤りの発見や訂正は出願の公開前に行って下さい。

PCT/RO/105 国際出願番号及び国際出願日の通知書

RO が出願を受理した日に国際出願日の付与要件が満たされている場合、RO はその日を国際出願日として付与し、出願人に通知します (PCT 第 11 条(1) 及び規則 20.2)。出願人は、この重要な通知 (通常、出願後 1 か月以内に発行) の受取を確認する必要があります。付与された出願日が予想した日付であること、そして通知に記載されているその他の情報が正しいことを確認して下さい。誤りがある場合には、所定の手続に従って訂正の請求を検討する必要があります。

PCT/RO/150 翻訳文の提出命令書

PCT 出願が、管轄する ISA が認めていない言語によりなされた場合には、出願人は、出願日から 1 か月以内に、当該 ISA が認める言語による翻訳文を提出しなければなりません。翻訳文が未提出の場合、受理官庁 (RO) は出願人に提出を求めます。当手続は、PCT 規則 12.3 に規定されています。

PCT/RO/102 所定の手数料の納付に関する通知書

送付手数料、国際出願手数料と国際調査手数料は、出願後 1 か月以内に支払わなければなりません (PCT 規則 14、15 と 16)。通常、出願人は、この通知書を国際出願日の通知書とともに受け取ります。電子出願システムであれば、手数料の金額は自動的に計算されています。当通知書には未払残高が記載されていますので、金額を確認し、できるだけ早く支払う必要があります。なお、RO は、調査手数料が支払われるまで、出願の写し (調査用写し) を ISA に送付しない点にご留意下さい (PCT 規則 23.1(a))。1 か月以内に全ての手数料が支払われない場合には、RO は、PCT 規則 16 の 2 に規定された手続を適用し、様式 PCT/RO/133 (後払手数料を伴う) 手数料の納付の補正命令書を発行します。

PCT/IB/301 記録原本の受理通知書

IB は、(該当する場合、必要な国家安全保障上の許可を取得した後) RO から国際出願の写し (記録原本) を受領した旨を出願人に通知します (PCT 規則 22.1 と 24.2)。記録原本は、国際公開や IB における出願のその他の処理に使用されます。

PCT/ISA/202 調査用写しの受理通知書

ISA は、国際調査を行うための基礎となる調査用写しを受理した日付を出願人に通知します (PCT 規則 23 と 25)。国際調査報告と ISA の見解書は、通常、受理日から 3 か月以内に作成されます。

PCT/ISA/220 国際調査報告及び国際調査機関による見解書の送付の通知書
PCT/ISA/210 国際調査報告 (又は PCT/ISA/203 国際調査報告を作成しない旨の決定) 及び
PCT/ISA/237 国際調査機関の見解書

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ISA は、優先日から約 16 か月後、国際調査報告 (ISR) と見解書と呼ばれる、国際調査の結果を出願人に送付します（PCT 第 17 条、第 18 条、規則 43、43 の 2、44)。様式 PCT/ISA/220 は、調査結果に添付されるフロントページとして送付されます。例えば、ISA が除外対象の主題に関連しているなどの理由で、ISR を作成しない旨を決定した場合、その報告の代わりに、その旨を記載した宣言 (訳者注: 上記の様式 PCT/ISA/203) を送付します。

PCT/IB/304 優先権書類の提出、取得又は送付に関する通知書

IB は、PCT 願書に記載された優先権主張に関連する優先権書類を受理したこと、又はデジタルアクセスサービス (DAS) を通じて当書類を取得したことを出願人に通知します。出願人は、この通知書を確実に受け取るようにして下さい。優先権書類又は DAS アクセスコードを提出した後、妥当な期間内に通知が届かない場合は、出願人は、優先権の主張に関して問題があった可能性を考慮し、可能であれば優先権の主張を補充するための期間内 (PCT 規則 26 の 2) に対応する必要があります。複数の優先権が主張されており、優先権の主張の横に「NR (Not Received) 未受領」と表示されている場合も同様です。優先権書類の提出に関する詳細は、PCT 規則 17.1 をご参照下さい。

PCT/IB/311 国際出願の公開に関する通知書

IB は、国際出願が特定の日付に特定の公開番号をもって PATENTSCOPE 上に公開されたことを出願人に通知します (PCT 第 21 条と規則 48)。出願の内容は、当該日より一般に公開されます。また、公開番号を用いて出願情報を参照することができます。

PCT/IB/308 国際出願の送達に関する出願人への二回目 [1]及び追加的な通知 (第 22 条(1) に基づく 30 か月の期限を適用している指定官庁に対する送達)

通常、優先日から 28 か月が経過した時点で、IB から、当該出願の送付が必要な全ての国内官庁に送付されたことを知らせる通知書が出願人に送付されます。送付が不要な国内官庁にとっては、この通知書は、当該出願が全ての指定官庁においてダウンロードが可能となったことを知らせる確実な証拠となります。従って、出願人は、指定官庁に対して国際出願の写しを提出する必要はありません。さらに、この通知書は、国内段階への移行期間が間近であることを出願人に適時に知らせる役割も果たします。

PCT/IB/326 特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 I 章) の写しの送付に関する通知書
PCT/IB/373 特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 I 章)

優先日から 30 か月が経過した時点で、国際予備審査の請求が提出されていない場合には、IB は ISA に代わり、ISA の見解書を特許性に関する国際予備報告 (第 I 章) に変換し、これを指定官庁に通知するとともに、その写しを出願人に送付します (PCT 規則 44 の 2.1 と 44 の 2.2)。

PCT/IB/374 ISA の見解書の翻訳文の送付通知書

また、30 か月の時点で ISA の見解書が英語で作成されていない場合には、IB は指定官庁用に英語に翻訳し、その翻訳文の写しを出願人に送付します (PCT 規則 44 の 2.3 と 72)。

*

[1] 最初の通知は、19 か月経過後速やかに送付され、国内段階移行に関する 30 か月の期間を適用していない、ルクセンブルクとタンザニア連合共和国のみを対象としています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

上記のリストは、PCT 第 I 章に基づく国際段階において、出願人が受け取るべき通知を網羅したものです。これ以外の PCT 関連の求めや通知を受け取った場合で、特に国際出願日や優先権の主張が問題となる場合には、細心の注意を払ってそれらの書類を確認して下さい。これらは方式上の欠陥に関するものであることがあり、一部は所定の期間内に補正することが可能ですが、それ以外の場合には権利の喪失につながる恐れがあります。

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいた全てのトピックスを掲載できるとは限りませんが、皆様からのご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 7-8 月号 | No.07-08/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 総会第 58 回会合の主要成果

全 25 の国際調査機関と国際予備審査機関が再任命、新たに 26 番目の機関が任命へ。あわせて PCT 規則も改正

PCT の管理機関である PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2026 年 2 月に開催された PCT 作業部会と PCT 技術協力委員会 (CTC) において合意された勧告を承認しました。

2026 年 7 月 9 日から 17 日にかけて、WIPO 加盟国総会の一環としてジュネーブで開催された第 58 回会合において、本総会は、以下を承認しました。



写真: WIPO/Berrod

- 既存の国際調査機関 (ISA)・国際予備審査機関 (IPEA) の任命期間を延長
- メキシコ産業財産機関 (IMPI) を新たな ISA ・IPEA として任命
- PCT 規則の一連の改正と総会指針の修正を採択

本会合の文書はウェブサイトに掲載されており、報告案も同ページにて間もなく公表される予定です。

今月号のその他のトピックス: PATENTSCOPE が標準必須特許に関するデータの収集範囲を拡充 – 2026 年 WIPO グローバル・アワード受賞者が発表 – PCT アップデート – 上級者向け PCT セミナーの参加登録受付中 – 実務アドバイス 国際段階第 I 章手続における翻訳文の提出要件

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

き PCT における ISA・IPEA として現在行動している 全 25 の国内官庁と政府間機関について、その任期が 2037 年 12 月 31 日まで延長されました (文書 PCT/A/58/2)。各官庁と機関は、任期期間中に国際調査と国際予備審査の運用に関して、WIPO 国際事務局 (IB) と新たな取り決めを締結します。本総会は、新しいひな型の形式を用いたこれらの取り決め案 (以下に詳述) を承認しました。

IMPI は、PCT に基づく 26 番目の ISA・IPEA となり、ラテンアメリカ・カリブ海地域に拠点を置く 3 番目の機関となります。同機関は、IB との取り決めが締結され発効した後、運用を開始する予定です (文書 PCT/A/58/3 と PCT/A/58/3 ADD.)。

PCT 規則の改正は、文書 PCT/A/58/1 に記載されており、その内容は以下のとおりです。

- 電子サービスの向上と、PCT 出願手続における個人情報保護の強化を目的とした規則変更。これらの改正では、国際出願手続のために、出願人には電子メールアドレスと電話番号の提供が義務付けられ、特定の個人情報について一般公開の対象から除外することが可能となるほか、優先日から 30 か月が経過した後でも、通信の送付先住所の変更を可能とするための根拠も規定します。当規則改正は、2027 年 7 月 1 日より発効予定です。
- 2028 年 1 月 1 日より、各官庁や機関が ISA/IPEA としての役割に関して国際事務局と締結する取り決めの基礎となる、新しい取り決めのひな型の使用を推奨する規則変更。このひな型案 (いずれも総会で承認済み) では、関連する ISA/IPEA の運用情報を規定した個別の附属書が削除され、今後これらの情報は、公示 (PCT 公報) にて公表され、PCT 出願人の手引に反映されます。
- 規則 89 の 2.1(d の 3) に従い、紙形式でなされた国際出願の電子形式による提出がなされなかったことにより、取り下げられたものとみなされる国際出願について、受理官庁が国際出願を取り下げられたものとみなす旨を宣言するその他の事例と同様に処理されることを明確化するための規則変更。
- フランス語版の規則 26.3 の 3 における軽微な訂正。

また、本総会は、所定手数料の換算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針の改正も採択しました。改正版指針は、(文書 PCT/A/58/1 にも記載されているとおり) 2027 年 1 月 1 日より適用されます。当変更により、手数料の額が変更された際の異なる通貨における換算額の設定プロセスが効率化されるほか、為替レートの変動後に新たな換算額が効力を発するまでの時間も短縮されます。

PATENTSCOPE が標準必須特許に関するデータの収集範囲を拡充

AI を活用した検索ツールを提供

WIPO は、標準必須特許 (SEPs: Standard Essential Patents) に関するデータを拡充し、AI を活用した検索機能の導入により、独自のグローバル特許データベースである PATENTSCOPE を強化しました。

2025 年以降、「宣言済み」(declared) SEP、すなわち、特許権者が技術標準に必須と宣言した特許の出願情報を検索できます。今年初めには、パテントプール運営会社 Sisvel の独立した専門家により客観的に検証された SEP を検索できる、プール検証済み (pool-verified) SEP 検索機能が追加されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

今回、Via Licensing Alliance が 2 番目のパテントプール運営会社として、検証済みの必須データを提供することになりました。これにより、9,000 件以上の特許出願がプール検証済み SEP として検索可能になります。

宣言済み特許の収集範囲も大幅に拡大しました。欧州電気通信標準化協会 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute) からの宣言済み SEP に関するデータが拡充されました。PATENTSCOPE では、ETSI に対し標準必須であると明示的に宣言された特許だけでなく、ETSI がファミリー拡張 (Family Extension) により追加した関連特許ファミリーのグループも表示されるようになりました。

この機能強化により、ETSI、米国電気電子学会 (IEEE) 、国際電気通信連合 (ITU) のデータを網羅する PATENTSCOPE の SEP コレクションを通じて利用可能な個別の特許件数は、206,000 件以上から 450,000 件を上回る数に増加しました。

この度、PATENTSCOPE の SEP に関する知識を深めてもらうことを目的とした 2 回のウェビナーが、2026 年 9 月 1 日と 9 月 3 日に開催予定です。

さらに、AI の活用により、PATENTSCOPE 上で、より効果的な検索クエリを作成できるようになりました。探している内容を自然文で入力するだけで、AI アシスタントが構造化された検索式 (クエリ) へと変換します。

当言語モデルは、WIPO のオンプレミス環境でホストされているため、検索式の機密性は保持されます。検索機能は今後さらに強化される予定です。

詳細は、WIPO ウェブサイトをご確認ください。

2026 年 WIPO グローバル・アワード受賞者が発表

知的財産 (IP) を戦略的に活用し、成長や発展を牽引する 11 社の中小企業とスタートアップ企業が表彰

世界各地の革新的な企業が、第 5 回 WIPO グローバル・アワード受賞者として表彰されました。

この賞は、IP を活用して事業を成長させ、社会にポジティブな影響をもたらしているスタートアップや中小企業を称えるために、2022 年に創設されました。今年は、126 か国から 1,300 件を超える応募がありました。



写真: WIPO/Berrod

11 社の受賞企業は、ビジネスプラン、知財戦略、社内の IP 文化、そして社会問題へ取り組む貢献度について、厳格な審査を経て選出されました。受賞企業は以下を含みます。Infira 社 (農業・食品部門 スタートアップ企業 - アルゼンチン)、AgZen 社 (農業・食品部門 中小企業 - 米国)、Dabida 社 (クリエイティブ産業部門 スタートアップ企業 - 韓国)、 Jade ND 社 (クリエイティブ産業部門 中小企業 - ブラジ

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ル)、Flosfia 社 (環境部門 スタートアップ企業 - 日本)、Botree 社 (環境部門 中小企業 - 中国)、Regend 社 (ヘルスケア部門 スタートアップ企業 - 中国)、 ArteryFlow 社 (ヘルスケア部門 中小企業 - 中国)、Drovid 社 (情報通信技術部門 スタートアップ企業 - チリ)、ICTK 社 (情報通信技術部門 中小企業 - 韓国)、Bearmind 社 (スポーツ - スイス)。

受賞企業には、知財戦略、市場参入、資金調達に特化したメンタリングが提供されるほか、Global Awards Alumni Community メンバーとして、ネットワーキングの機会も提供されます。

WIPO の新刊行物

SPARK 報告が 生成 AI 分野における特許活動の活況を明示



生成 AI (GenAI) 分野における特許活動は活況を呈しており、2024 年と 2025 年に公開された特許ファミリーは 56,000 件以上にのぼり、これは過去 10 年間の総出願件数の 2 倍を超える数となっています。

WIPO Technology SPARK シリーズの最新報告である Patent Trends Update in GenAI は、2024 年発行の Patent Landscape Report を基に、この急速に進化する分野での主要な動向を解明しています。

生成 AI 関連出願件数の大幅な増加に加え、本調査は、特許権者に関する動向の変化も明らかにしています。日本のソフトバンクは、2014 年から 2025 年にかけて 2,985 件の特許ファミリーが公開され、生成 AI 分野における最大の特許権者となりました。また、ソフトウェアやインターネット企業に加え、上位出願者に名を連ねる大手多国籍企業が増えています。

中国が 2024 年と 2025 年に公開された 42,000 件以上の特許ファミリーを占め、生成 AI 特許出願件数において引き続き首位を保っている一方、米国、日本、ドイツなどの国々では、同期間に大幅な特許件数の伸びが見られました。

また、技術的な注力分野にも変化が見られています。大規模言語モデル (LLM: Large Language Model) が生成対抗ネットワーク (GAN: Generative Adversarial Network) を追い抜き、生成 AI の主要なモデルタイプとなりました。2025 年には、LLM に関する公開された特許ファミリーが 14,100 件であるのに対し、GAN は 5,200 件にとどまっています。

無形資産への投資が過去最高水準に到達

World Intangible Investment Highlights 2026 によると、研究開発、ソフトウェア、特許、ブランド (商標)、その他の知的財産 (IP) といった無形資産への世界的な投資額は、2025 年に初めて 10 兆米ドルを突破しました。

WIPO と Luiss Business School が実施したこの調査では、世界の GDP 57 %を占める 29 の経済圏における投資動向を追跡しました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

この調査結果は、世界経済において IP を裏付けとした資産が極めて重要であり、その重要性がますます高まっていることを浮き彫りにしています。2015 年から 2025 年にかけて、無形資産への投資は、有形資産への投資に比べて 2.5 倍のペースで増加しました。

WIPO が標準必須特許と国際紛争解決に関する知識を深めるセミナーを開催

10 月 12 日と 13 日開催予定の対面・オンラインセミナーの参加登録を受付中

10 月 12 日と 13 日に開催予定の WIPO セミナーでは、標準必須特許 (SEP) と紛争解決について深く掘り下げます。

これらの分野での実践者、裁判官、政策立案者、産業界の代表者、学者の専門家が、訴訟、代替的紛争解決や SEP 紛争解決に関する世界動向について議論します。

本イベントは、SEP 紛争解決の世界動向に関心のある方を対象としており、参加登録を受付中です。会場は WIPO 本部となりますが、ハイブリッド形式で開催されるため、リモートでの参加も可能です。

WIPO Sequence Suite ソフトウェアの新バージョンがリリース

ツールが必須の WIPO 標準に準拠した配列表の作成を確実に

特許出願における配列表の作成や検証を行うための WIPO の無料ソフトウェアの新バージョンが利用可能になりました。



写真: petershreiber.media/Getty

WIPO Sequence Suite は、配列表の WIPO 標準 ST.26 への準拠を確実にします。WIPO 標準 ST.26 への準拠は、アミノ酸・ヌクレオチド配列を開示する PCT 出願の要件です。

出願人向けデスクトップアプリケーションの WIPO Sequence と特許庁が使用するウェブサービスである WIPO Sequence Validator の両方がアップデートされました。

バージョン 3.1.2 は、3 年ぶりの正式リリースとなります。改善点には、一括編集機能の拡張、ナビゲーションの強化や、短い配列に対する注意喚起機能の追加などが挙げられます。また、ユーザからのフィードバックを受け、報告された不具合を修正した「ホットフィックス」パッチ (緊急修正プログラム) であるバージョン 3.1.3 もリリースされています。

機能改善の利用と、動作の安定性を確保するため、WIPO Sequence 最新バージョンへのアップグレードを強く推奨いたします。本バージョンは、Windows (10/11) 、Mac、Linux に対応しており、Mac 用バイナリには WIPO による署名が付与されています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO Sequence は WIPO ウェブサイトからダウンロードできるほか、旧バージョンを起動した際に表示されるポップアップの案内に従いアップグレードすることも可能です。ご意見・ご提案は、国際事務局 wiposequence@wipo.int までご連絡ください。

ワークシェアリングとファストトラック審査手続

ガーナと米国が特許付与迅速化合意に関する意向表明書に署名

登録長官部（ガーナ）(Registrar General's Department (Ghana)) と米国特許商標庁 (USPTO) は、両庁間の新たな特許付与迅速化 (APG: Accelerated Patent Grant) 合意に関する意向表明書に署名しました。

この APG 合意により、USPTO から米国特許の付与を受けた適格な特許出願人は、登録長官部に対し対応するガーナ特許出願について、特許の付与を申請することが可能となります。

本合意は、WIPO 総会期間中の 2026 年 7 月 9 日に署名され、署名日から 5 年間有効となります。

詳細は、USPTO ウェブサイトをご確認ください。その他の官庁間によるワークシェアリングのイニシアチブや、その他の官庁により行われた同等の調査と審査結果の受理に関する詳しい情報は、WIPO の専用ページをご利用ください。

エルサルバドルが特許法条約に加盟

エルサルバドルは、WIPO 総会期間中の 2026 年 7 月 7 日に加入書を寄託し、特許法条約 (PLT: Patent Law Treaty) の 45 番目の締約国となりました。

特許法条約は、国内・広域特許出願やその処理に関する方式手続を共通化し、出願手続の複雑さを軽減するとともに、権利喪失に対する救済措置を設けることで、出願人が特許制度を利用しやすくするものです。

エルサルバドルの加入は、2026 年 10 月 7 日から発効します。

欧州特許庁における PCT 手数料の減額

対象国の変更 - ミクロネシア（連邦）、ヨルダン、スリランカ、フィリピン、ベトナム

特定国の国民は、欧州特許庁 (EPO) において一部 PCT 手数料減額を受ける資格を有する場合があります。2026 年 7 月 1 日より、ヨルダン、ミクロネシア (連邦)、フィリピン、スリランカ、ベトナムが減額対象国のリストから除外されました。

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75％が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に分類されて いる国の国民及び居住者である自然人。あるいは

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2. (欧州特許を国内特許として認証することに関する) EPO との有効化の合意 (validation agreement) が発効している国の国民及び居住者である自然人若しくは法人

ヨルダン、ミクロネシア (連邦)、フィリピン、スリランカ、ベトナムが、世界銀行による各国の所得分類に関する最新評価に基づき、居住国民が減額の対象となる国のリストから除外されました。

詳細は、2026 年 7 月付の EPO 公示をご参照ください。

注意喚起: WIPO IT システムの計画メンテナンスについて

【お知らせ】8 月 22 日・9 月 1 日の WIPO システム (ePCT 等) 一時停止の可能性について

WIPO IT システムのメンテナンス・アップグレード作業に伴い、ePCT を含む一部プラットフォームやサービスで、一時的な停止が発生する可能性があります。

下記の 2 日間において、サービスにアクセスできなくなる場合があります。

- 8 月 22 日 (土): 9:00 から 10:00 の間に約 10 分間、10:00 から 14:00 の間に約 30 分間 (いずれも中央ヨーロッパ夏時間 (CEST))、アプリケーションへのアクセスに問題が生じる可能性があります。
- 9 月 1 日 (火): 9:00 から 10:00 の間 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST))、新しい WIPO アカウントの作成や確認作業、既存の WIPO アカウントの個人情報の更新を行うことはできません。個人情報の更新が必要ない限り、既存の WIPO アカウントを使用し、ePCT やその他のシステムにログインすることには影響はないはずです。

いずれの場合も、計画されているシステム停止は短時間にとどまるため、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づく、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定の適用対象にはなりません。ユーザの皆様にはご不便をおかけいたしますが、あらかじめご了承ください。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引: eGuide 日本語版がリリース

PCT 出願人の手引 (PCT 制度の利用に関する実用的な情報を段階ごとに収録した完全版) の完全電子版である「eGuide」の日本語版の利用が開始されました (参照: 日本語版の「PCT 出願人の手引」がブラウザで閲覧可能な eGuide となります)。

本手引の 2 つの一般編 (国際段階の概要と国内段階の概要) については、以前から HTML 版が提供されていましたが、今回利用が開始された eGuide 日本語版には、すべての PCT 官庁で適用される手数料、手続、要件を記載した附属書の電子版 (動的表示対応) が収録されています。

新形式への移行に伴い、日本語ユーザの皆様における本手引の利便性が向上いたしました。さらに、附属書の定期的な更新により、必要な最新情報をよりタイムリーに入手いただけます。

機能を拡充した eGuide 日本語版は、多言語で展開する PCT 出願人の手引を、あらゆるデジタルデバイスへ最適化していく継続的な取り組みにおける最新の成果です (訳者注: 日本語版のレイアウトや編集上

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

の改善等につきましては、引き続き更新を行っていく予定です)。今後も、さらなる機能の強化を進めていきます。ご意見・ご提案は、pct.legal@wipo.int までお寄せください。

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定

PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づく通知 (国際事務局)

WIPO ウェブサイトに公表されたとおり、ePCT システムにおいて、以下の期間、断続的なサービスの不通が発生しました。

2026 年 6 月 7 日 22:46 から 6 月 8 日 02:59 まで (いずれも中央ヨーロッパ夏時間 (CEST))

この不通により、PCT 規則で定められた期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づき、当該期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。適用条件については、2023 年 11 月 16 日付の公示 (PCT 公報) (217 から 218 頁) に掲載された国際事務局による通知をご参照ください。

PCT アップデート

BG: ブルガリア (FAX 機の使用停止、代理人による代理)
BW: ボツワナ (手数料)
CN: 中国 (手数料)

2026 年 9 月 1 日から、PCT 手数料表に表示されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の中国人民元での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C、E (CN) が更新されました)

CR: コスタリカ (官庁のウェブサイトアドレス、手数料)
CY: キプロス (官庁名、紙形式による出願のために必要な写しの部数)

キプロス特許庁の名称が、以下のとおり変更されました。

官庁名: Department of Registrar of Companies and Intellectual Property (Cyprus)

企業知的財産登録部 (キプロス)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

DZ: アルジェリア (手数料)
EG: エジプト (官庁が認める物理媒体の種類)
HU: ハンガリー (FAX 機の使用停止)
LC: セントルシア (官庁の住所)
MT: マルタ (官庁の電話番号)
NL: オランダ (王国) (官庁の電子メールアドレス)
OA: アフリカ知的財産機関 (OAPI) (官庁の電話番号とウェブサイトアドレス、通知の通信、FAX 機の使用停止、利用可能な保護の種類、代理人による代理、手数料)
PT: ポルトガル (手数料)
QA: カタール (官庁の電子メールアドレス、手数料)
SE: スウェーデン (FAX 機の使用停止)
SM: サンマリノ (FAX 機の使用停止)
TM: トルクメニスタン (問い合わせ先、国際出願の提出に関する制限、仮保護、出願に認められる言語、代理人による代理、手数料、国内段階移行の要件)
ZA: 南アフリカ (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 8 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になりました。

中国国家知識産権局 (CNIPA) ユーロ

ユーラシア特許庁 (EAPO) ユーロ

欧州特許庁 (EPO) 中国人民元

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) ユーロ

韓国知識財産処 (MOIP)..... ユーロ、米国ドル

ヴィシェグラード特許機構 (VPI) ハンガリーフォリント

2026 年 9 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

中国国家知識産権局 (CNIPA) スイスフラン

エジプト知的財産機関 スイスフラン、ユーロ、米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CN、EA、EG、EP、KR、RU、XV) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

今後の PCT 研修

2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日まで開催予定の上級者向け PCT セミナーへの参加登録受付中

2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日までジュネーブの WIPO 本部にて、上級者向け PCT セミナー（対面式）を開催します。

このセミナーは、特許管理者、パラリーガル、海外出願の専門家や特許代理人、弁理士など PCT 制度の実践者を対象としています。本プログラムは、国際事務局の PCT チームから制度のベストプラクティスに関するアドバイスを受け、PCT 制度の最新動向について深く理解していただける内容となっております。

セミナーの詳しい内容は追って掲載予定です。過去のセミナー動画や資料へのリンクを含む情報については、上級者向け PCT セミナーページをご利用ください。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付中

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門（DL101PCT）では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT 10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に WIPO Academy website から行ってください。

実務アドバイス

国際段階における国際出願の翻訳文の提出に関する要件

Q: 当社は頻繁にスペイン語で PCT 出願しています。当社が利用している受理官庁が指定する国際調査機関（ISA）には、スペイン語での調査を行わないところが幾つかあります。国際段階で翻訳文を提出する必要はあるのでしょうか？

A: 各受理官庁（RO）は、自庁になされる国際出願のために認める言語を決定します（PCT 規則 12.1）。RO はいかなる言語も認めることが可能です。出願人がすでに自国で国内出願しており、その出願で使用された言語を認める RO に対し同一の発明に関する PCT 出願をする場合には、通常は先の出願を使用し、記入済みの PCT 願書を追加するだけで手続できます。つまり、出願人は、PCT 出願する前に先の出願を翻訳することなく、国際出願日を取得することができます[1]。各 RO が認める言語の詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 C をご参照ください。

[1] 国際出願の明細書と請求の範囲が、RO が認める言語で記載されていない場合、当該官庁は管轄 RO とはならず、PCT 規則 19.4 に基づき、当該出願を RO としての WIPO 国際事務局（RO/IB）に送付します。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

各 RO は、国際調査を行うために ISA が認める言語 (出願人が 2 以上の ISA から選択できる場合には、少なくとも 1 の ISA が認める言語)[2] であり、且つ公開言語でもある、少なくとも 1 つの言語を認めなければなりません (PCT 規則 12.1(b))。従って、出願がなされる言語によっては、出願人が国際段階で翻訳文を提出することなく、特定の言語で出願できる場合もあります。例えば、チリ国立産業財産機関にスペイン語で出願し、スペイン語で調査を行う ISA を選択した場合などがこれに該当します[3]。PCT 願書は、常に RO が認める「公開言語」で作成し (PCT 規則 12.1(c))、その情報は、公開される出願のフロントページに使用されます。各 ISA が認める言語の詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 D をご参照ください。

出願人が、管轄/選択 ISA が国際調査を行う言語でない言語で PCT 出願する場合には、RO が出願を受理してから 1 か月以内に、当該 ISA が認める言語への翻訳文を提出しなければなりません。詳細は、PCT 規則 12.3 をご参照ください。

例えば、出願人が、チリ国立産業財産機関にスペイン語で出願し、韓国知識財産処 (MOIP) に国際調査を依頼したい場合には、韓国語か英語への翻訳文を提出する必要があります[4]。なお、当初の開示については、出願時の言語が基準となりますのでご留意ください。出願人は、正確な翻訳文を提出する責任があります (PCT 第 46 条)。翻訳文に誤りがあった場合には、原則として、適用される国内手続に従い、国内段階において是正しなければなりません。

PCT の 10 公開言語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語です (PCT 第 21 条(4) と規則 48.3(a))。PCT 出願がこれらの言語のいずれかでなされた場合には、国際出願日の付与後に国際調査のために翻訳文が提出されたか否かにかかわらず、国際出願の際に使用した言語が、そのまま国際公開の言語として適用されます。出願がスペイン語でなされたのであれば、公開はスペイン語で行われます。現状の手続では、他の公開言語でも (併せて) 公開するよう選択することはできません。

出願が英語でない言語で公開される場合には、国際事務局は、発明の名称、要約、図面の文言と国際調査報告 (又は PCT 第 17 条(2)(a) に基づく国際調査報告が作成されない旨の宣言) を英語に翻訳し、その他の公開された言語版と併せて、英語による翻訳文も公開します (PCT 第 18 条(3)、第 21 条(4)、規則 45、48.3(c))。

PCT 出願が非公開言語で行われた場合でも、国際調査のために公開言語のいずれかで翻訳文が提出されていれば、通常はその翻訳文がそのまま国際公開に使用されます。ごく一部のケースで、PCT 出願が非公開言語でなされ、調査される場合には、出願人は、PCT 規則 12.4 に基づき、国際公開のために別途

[2] RO に提出された出願についての管轄 ISA は、当該 RO が決定します。RO/IB になされた出願を含む詳細は、PCT 規則 35 をご参照下さい。

[3] 本稿執筆時点では、スペイン語で調査を行う ISA には、国立産業財産機関 (チリ)、国立産業財産機関 (ブラジル) とスペイン特許商標庁 (OEPM) が含まれます。

[4] これら 2 つの言語のどちらを選択するかにより、調査手数料が異なりますのでご留意下さい。詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 D (KR) をご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

翻訳文を提出しなければなりません。例えば、デンマーク語、フィンランド語、ノルウェー語やスウェーデン語で出願され、調査が行われる出願がこれに該当する場合があります。

PCT 出願の際に RO や ISA を選択するにあたっては、その官庁の対応言語を確認することが判断基準の 1 つとなります。その他の判断基準としては、手数料の額、調査対象、出願件数に関する制限、特定官庁に対する熟知度や出願処理の効率性、非変換ファイルの受理可否、適用される救済措置の手続などが挙げられます。

PCT 第 19 条に基づく補正、PCT 規則 91.1 に基づく明白な誤記の訂正、又は翻訳文における形式上の欠陥の補充を請求する際に使用する言語に関する詳細は、PCT 規則 12.2 に規定されています。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレターの以下のバックナンバーに掲載された実務アドバイスをご参照ください。

- 2024 年 7-8 月号: 国際出願において使用される複数言語
- 1998 年 10 月号: (英語版) Filing of an international application in a language which is accepted by the receiving Office but which is neither a language accepted by the competent International Searching Authority nor a language of publication

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいたすべてのトピックスを掲載できるとは限りませんが、ご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2026 年 9 月号 | No.09/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

GII 報告書が世界のトップイノベーション・クラスターを公表

全 PCT 出願の 3 分の 1 が、わずか 5 地域に集中

WIPO (世界知的所有権機関) が公表した新たなランキングによると、世界をリードするイノベーションが活発な地域トップ 100 のうち、約半数が中国と米国に集中していることが明らかになりました。

GII (Global Innovation Index) イノベーション・クラスターランキングは、各国のイノベーションに関する実績を毎年調査しているグローバル・イノベーション・インデックス (GII) の一環として作成されたものです。当報告書では、特許出願、科学論文、ベンチャーキャピタルによる投資データなどの詳細な位置情報分析を用いて、現在イノベーション・クラスターが形成されている地域や都市をピンポイントで特定しています。

今回の結果は、研究者、発明家、投資家が一定の規模で集結する、比較的少数の地理的ネットワーク (クラスター) が世界的に極めて重要な役割を果たしていることを浮き彫りにしています。上位 5 つのクラスターは、「深圳 – 香港 – 広州」(中国と中国香港)、「東京 – 横浜」(日本)、「サンノゼ – サンフランシスコ」(米国)、「北京」(中国)、「ソウル」(韓国) であり、これら上位 5 地域だけで、2026 年の全 PCT 出願の約 3 分の 1 (32.9%) を占めています。

国別で見ると、中国が 25 拠点で最も多くトップイノベーション・クラスターを擁しており、次いで米国が 20 拠点、ドイツ (7 拠点)、インド (4 拠点)、英国 (4 拠点) と続いています。

今月号のその他のトピックス: WIPO グローバル・アワード受賞企業による知財戦略とは – PCT アップデート – SME サポートシリーズ「発明を保護したい国 (特許出願国) を決定する方法とは？」 – 実務アドバイス 国際予備審査の請求時期と請求方法について

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

なお、グローバル・イノベーション・インデックス 2026 の完全版は 9 月 29 日に公表され、来月号の PCT ニュースレターでも特集される予定です。

PCT 出願人の手引の最新機能

AI アシストによる手引の更新内容の要約機能が利用可能に

PCT 出願人の手引 (PCT 制度の利用に関する実用的な情報を段階ごとに収録した完全版) の新機能が、9 月中に提供開始となります。

WIPO は AI 技術を活用し、同手引の最新の更新内容の要約を AI アシストにより提供しています。当機能により、ユーザは、オンライン版手引 (eGuide) の附属書を利用する際、最新の更新内容の要約を確認できるようになります。また、PCT Guide Updates (登録者を対象に毎週メールを配信) の拡充にも、AI 技術が活用されています。

AI アシストによる要約機能は、英語、フランス語、日本語で利用可能です。今後、他の言語の eGuide 版でも順次提供される予定です。

WIPO グローバル・アワード受賞企業による知財戦略の概要紹介

FLOSFIA 共同創業者が語る、特許・知財から価値を最大化する戦略

WIPO グローバル・アワードを受賞したテクノロジー分野のスタートアップ企業が、PCT 出願を含む知的財産を戦略的に活用し、どのようにグローバルな事業展開を進めているかについて語りました。



写真: WIPO/Berrod

FLOSFIA Inc. の共同創業者であり、取締役会長を務める人羅俊実氏は、WIPO とのインタビューで、同社の取り組みを紹介しています。

2011 年に京都大学のスピンオフとして設立された FLOSFIA は、当初は水のろ過技術に注力していましたが、現在、パワー半導体分野においてシリコンに代わる次世代省エネ素材として、酸化ガリウムの社会実装に向けた検討を進めています。

知的財産 (IP) 保護への積極的な投資は、同社の事業戦略の中核をなしています。これまでに 800 件以上の特許出願実績を持つ同社は、特許権を確保すべき国を決定するための猶予時間と入手可能な情報を最大限に活用すべく、PCT を幅広く利用しています。また、同社は、事業計画の策定ツールとして特許調査を日常的に活用するとともに、PCT 出願の予算をあらかじめ確保し、迅速かつ費用対効果の高い意思決定を担う社内の知財体制を構築しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

インタビューの全容や、日本のイノベーターを特集したその他のインタビュー記事は、WIPO ウェブサイトをご参照ください。

今後の PCT ニュースレターでは、その他の WIPO グローバル・アワード受賞企業の動向についても報告していく予定です。

WIPO Pearl の専門用語を対象とした API が WIPO Business Partner Platform で利用可能に

WIPO Pearl 専門用語データベース 用のアプリケーション・プログラミング・インターフェース（API – Application Programming Interface）が、WIPO Business Partner Portal（登録手続を簡素化した新しいプラットフォーム）を通じて利用可能になりました。

本 API を通じて、WIPO Pearl が保有する 28 万 5,000 語以上の専門用語にアクセスが可能です。これにより、ユーザは、先行技術調査などの業務支援の目的で、PCT の全 10 公開言語で、29 の専門領域にわたり、検証済みの信頼性の高い、科学・技術・知財関連の法律分野の専門用語を活用できるようになります。

本 API により、外部のソフトウェアから WIPO Pearl へ自動的に接続し、ウェブサイトにアクセスすることなく専門用語の検索が可能となります。ただし、WIPO Pearl のウェブサイト上で提供されているすべての機能が利用できるわけではありません。

詳細は、WIPO ウェブサイトをご確認ください。

ePCT の新バージョンが利用可能に

WIPO は、ePCT（国際特許出願の安全な提出と管理を行うためのオンラインサービス）の新バージョンをリリースしました。

バージョン 4.18 では、出願人・官庁双方の利便性向上のため、以下の改良が行われています。

- アップロードされた特定の文書に対する自動言語チェック機能（提出前の不備発見が容易に）
- より見やすい形式で配列表を表示可能な新たなオプション
- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関向けのワークフローの効率化

詳細は、ePCT ユーザガイドをご参照ください。

WIPO 標準 ST.3 の新バージョンが公表

WIPO 標準 ST.3 の改定版が 2026 年 8 月 26 日に公表され、同日に発効しました。

WIPO 標準は、知財情報や出願に関する書類の管理・処理に関して世界的に認められた共通の枠組みを提供しています。この枠組みの中で、WIPO 標準 ST.3 は、国家、その他の組織及び政府間機関を表示するための 2 文字コードを定めています。

今回の改定では、英語、フランス語、スペイン語でのナウル（共和国）の国名の変更が反映されているほか、同標準のフランス語とスペイン語訳における不整合点が修正されています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO 標準 ST.3 の新バージョンは、オンライン (PD 形式) で利用可能です。

特定の PCT 規則と国内法令との不適合の通知の取下げ

メキシコ産業財産機関

PCT 指定官庁としてのメキシコ産業財産機関は、2026 年 4 月 4 日より、当該機関が適用する国内法令と以下の PCT 規則との不適合がなくなった旨を国際事務局に通知しました。

- PCT 規則 49 の 3.1(a) から (d) (受理官庁による優先権の回復の効果)
- PCT 規則 49 の 3.2(a) から (g) (指定官庁による優先権の回復)

したがって、当該機関が PCT 規則 49 の 3.1(g) と 49 の 3.2(h) に基づき提出していた不適合通知は、同日付をもって取り下げられました。上記規則の適用に関する当該機関の要件についての詳細は、入手可能になり次第公表されます。

(PCT 出願人の手引 国内編、概要 (MX) が更新されました)

PCT アップデート

AU: オーストラリア (官庁が認める物理媒体の種類)
BS: バハマ (受理官庁機能の RO/IB への委任、管轄国際調査機関 (BR, CA, CL, EP)、一般情報、生物材料の寄託)
CO: コロンビア (官庁の問い合わせ先、手数料)
KR: 韓国 (手数料)

2026 年 11 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、韓国知識財産処 (MOIP) に支払う取扱手数料の韓国ウォンでの換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (KR) が更新されました)

KZ: カザフスタン (官庁の電話番号とウェブサイトアドレス)
US: 米国 (官庁の所在地と郵便のあて名)

米国特許商標庁 (USPTO) の所在地とあて名が、以下のとおり変更になりました。

所在地:	United States Patent and Trademark Office 600 Dulany Street Alexandria VA 22314 United States of America
郵便のあて名:	米国郵便公社 (USPS: United States Postal Service) による郵送 Mail Stop PCT Commissioner for Patents

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

P.O. Box 1450
Alexandria
VA 22313-1450
United States of America

その他の配達便による配達
United States Patent and Trademark Office
Customer Service Window, Mail Stop PCT
Knox Building, Room 1D80
501 Dulany Street
Alexandria
VA 22314
United States of America

(PCT 出願人の手引 附属書 B (US) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 10 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

中国国家知識産権局 (CNIPA) 米国ドル

国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン

また、2026 年 11 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁 韓国ウォン

ユーラシア特許庁 (EAPO) スイスフラン、ユーロ、米国ドル

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) スイスフラン、ユーロ、米国ドル

日本国特許庁 (JPO) 韓国ウォン

シンガポール知的財産庁 韓国ウォン

韓国知識財産処 (MOIP) スイスフラン、ユーロ、ニュージーランドドル、シンガポールドル、米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、BR、CN、EA、KR、JP、RU、SG) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2026 年 11 月 1 日より、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が行う補充国際調査について支払う補充調査手数料のスイスフランでの換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

SME サポートシリーズ

PCT SME (Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 4 回 「発明を保護したい国 (特許出願国) を決定する方法とは？」

Q: 当社のスタートアップは PCT 出願を行い、8 つの潜在的な市場を特定しましたが、予算の都合上、PCT の国内段階又は広域段階に移行できるのはそのうち 3 つか 4 つに限られます。どの国で特許出願をすべきか、どのように決定すればよいのでしょうか？どのような要素を検討すべきか教えてください。

A: PCT は国際的な特許出願制度です。特許を付与するがどうかの決定は、国内段階における各国の国内官庁の決定に委ねられます。最終的にどこで特許保護を得られるかは、選択した特定の国内又は広域の各管轄区域の官庁が、自国の特許法に基づいて特許を付与するかどうかによって決まります。特許の取得には多額の費用がかかる可能性があります。手数料に加え、現地弁理士への法律相談や代理人への費用、場合によっては翻訳費用も必要になるかもしれません。また、特許の更新料や潜在的な訴訟費用など、特許を維持するためのコストも考慮する必要があります。したがって、「国内段階移行」とも呼ばれる、どの国で特許出願するかという判断は、ビジネスにとって極めて重要な決定となります。

PCT を通じて国際出願することで、意思決定の猶予期間を最大限に確保し、選択肢を検討し、製品戦略やマーケティング計画を練り上げるための時間を稼ぐことができます。本記事では、これらの利点を最大限に活用できるよう、意思決定へのアプローチを提案します。これは、企業内弁護士である David Reed 氏が大企業向けに開発したフレームワークを参考に、中小企業の経営資源や必要条件に合わせてカスタマイズされたものです。以下の点を解説していきます。

- What どんな要素を検討すべきか
- Who だれが意思決定に関与すべきか
- When いつ決定すべきか
- How どのように選択肢を比較検討すべきか

What？ 全体像を捉えることが極めて重要

ビジネス上の戦略的課題を検討する必要があります。将来的に各市場が自社にとってどれだけ重要になってくるのか？ その市場で特許を保有していなければ、競合他社に対してどの程度不利な立場に置かれるのか？

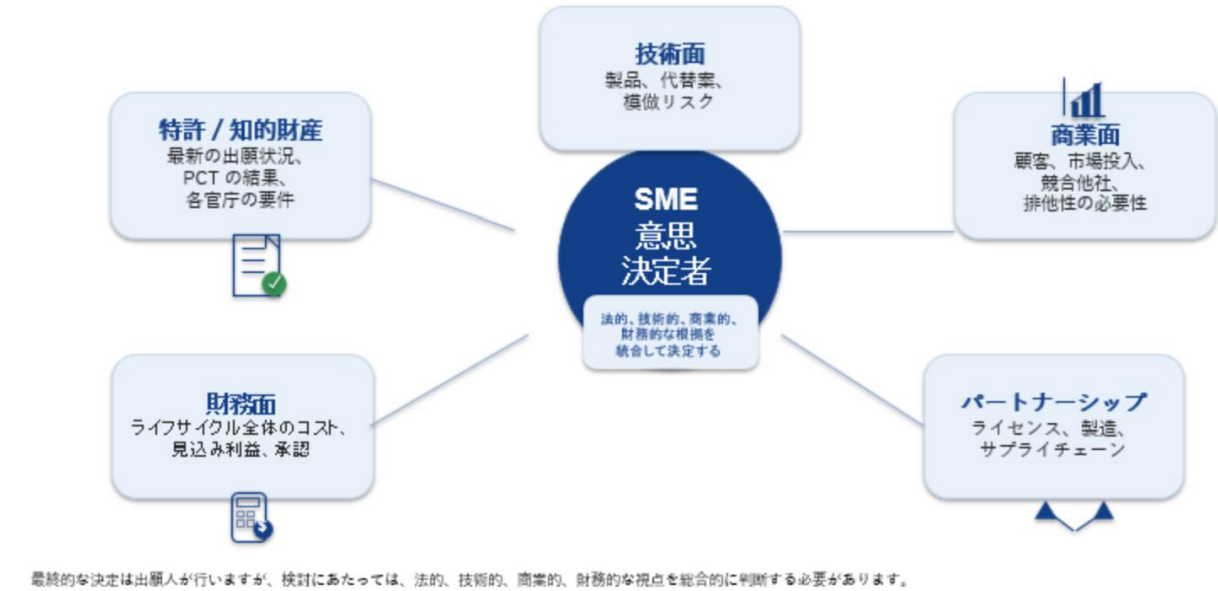
WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

また、各国内や各広域の特許制度がもたらす潜在的なメリットとデメリットも評価する必要があります。例えば、出願や特許の維持にどの程度のコストがかかるのか？ 書類の翻訳は必要なのか？ 発明の主題の特許性が問題になる可能性はあるのか？

Who? 最適な関係者とエビデンス（判断材料）を連携させる

あらゆる課題を網羅的に検討するためには、法務、技術、ビジネス、財務に関するすべてのエビデンスを、意思決定者へ同時に提示してください。特許担当者の意見だけで判断してはいけません。企業の規模や組織体制によっては、複数の関係部署を巻き込むことになるでしょう。必要となる多角的な視点について、図 1 及び表 1 に示します。

図1: 特許出願国を決定するために必要な多角的視点



最終的な決定は出願人が行いますが、検討にあたっては、法的、技術的、商業的、財務的な視点を総合的に判断する必要があります。

表 1: 特許出願国を決定するために必要な情報

収集すべき情報	情報提供者
最新の出願状況と PCT の結果	特許アドバイザーや知財コーディネーター 現在の特許請求の範囲、国際調査報告、見解書、補正書、各国の国内官庁の要件。 各国・各地域における権利化の容易性や法的権利執行の実効性。
技術的・競争的優位性	発明者や技術責任者（テックリード） 製品化や商業化予定のプロセス、代替技術、競合他社が模倣や回避設計をどれだけ容易に行えるか。
商業的価値（ビジネスケース）	製品・マーケティング・販売責任者 顧客、市場規模と今後の動向、市場投入計画、競合他社、各市場候補が総市場に占める割合。さらに、手数料、翻訳費用、代理人費用などの特許保護にかかるコスト。特

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

	許審査ハイウェイ (PPH) や、広域の取決め、有効化、拡張、付与後承認などの官庁間のワークシェアリング制度を利用したコスト削減の可能性。
ライセンシング・製造・パートナーシップ	関連する事業責任者 製造・サプライチェーンの拠点、ライセンス供与の候補先、クロスライセンスの価値、特許権売却の見通し。
予算と承認	財務責任者と最終意思決定者 利用可能な予算、同じ予算を争う他の発明とのコスト比較、見込み利益 (期待価値)、最終候補国リストの承認。

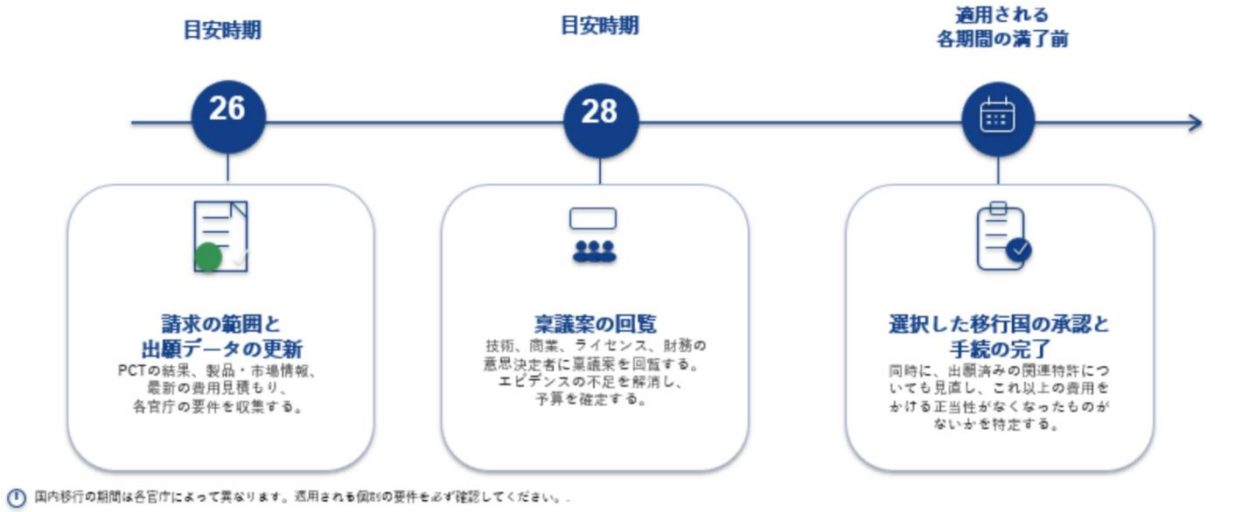
When? 法定期間に先立ち、検討プロセスを開始し PCT 制度の柔軟性を活用する

PCT 出願の場合、出願で指定した国内又は広域官庁に対して保護を求めるための期間は、通常、優先日から 30 か月又は 31 か月です。ただし、例外も存在するため、出願を検討中の各官庁について、現在適用されている期間と国内段階移行要件を確認してください (これらの要件は PCT 出願人の手引に記載されています)。検討プロセスのスケジュールを立てる際は、情報の収集や関係部署との協議に十分な時間を確保してください。これにより、法的期間に先立ち、要望に応じて速やかに弁理士へ指示を出せるようになります。例えば、優先日から 26 か月目頃に関連データを更新し、28 か月目頃に稟議案を回覧する、そして、適用される国内段階の期間までに必要な手続を完了させるプロセスが考えられます。図 2 と表 2 は、各段階での作業内容を示しています。

選択した市場における国内段階への移行は、必ずしも同日に行う必要はありません。国内段階への移行期間が国や広域によって異なることに加え、例えば、販売承認を早期に取得したい場合や、PCT-PPH などのワークシェアリング制度・審査迅速化の選択肢を活用したい場合には、特定の国や広域において、法定期間に先立ち、早期に国内段階へ移行することを検討するとよいでしょう。国内段階へ移行した後は、各官庁で利用可能な出願処理を迅速化するための選択肢を検討することもお勧めします。

図2: いつ国内段階に向けた検討プロセスを開始すべきか？

法定期間に先立ち、検討プロセスを開始してください。
26か月目・28か月目は、実施時期の目安であり、PCTが定める期間ではありません。.



WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

表 2: 実施時期の目安と具体的なアクション

実施時期の目安	アクション
26 か月目頃	請求の範囲と出願データを更新する。 PCT の結果、製品・市場情報、最新の費用見積もり、各国内官庁の要件を収集する。
28 か月目頃	技術、商業、ライセンシング、財務の各意思決定者に稟議案を回覧する。 エビデンスの不足を解消し、予算を確定する。
適用される各期間の満了前	選択した移行国の承認と手続を完了する。同時に、出願済みの関連特許についても再検証し、これ以上の費用をかける正当性がなくなったものがないかを特定する。

How to decide? すべての選択肢を比較検討する

すべての選択肢を客観的に評価するために、同じ質問を各選択肢に投げかけて体系的に検討する方法があります。表 3 では、検討すべき 4 つの主要な要素を提案しています。数値による採点法を用いることで、より体系的な比較が可能になります。

1. 評価基準を選定 – 大半のケースで共通する中核的な基準と、それ以外の二次的・技術的な検討事項とを区別して整理する。
2. 各基準の重要度を設定 – 例えば、4＝極めて高い、3＝高い、2＝普通、1＝低い、と設定する。
3. 各選択肢を採点 – 例えば、最新のエビデンスに基づいて、4＝優、3＝良、2＝可、1＝不可、0＝ 不適合又は利用不可、として評価する。
4. 計算方法 – 各基準の重要度にスコアを掛け合わせ、その数値を合計する。
5. 記録と再検証 – エビデンス、前提条件、実施日と意思決定の責任者を記録として保存する。

重要度による比較は、それ自体が自動的に意思決定を行ってくれるわけではありませんが、意思決定を行う関係部署にとって何が重要かを明確にし、すべての選択肢を同じ基準で公平に評価する上で非常に役立ちます。その意味で、具体的な評価基準や重要度をどのように設定するかは、関係部署の重要な役割となります。ただし、表 3 の最初の検討要素である、その発明に対して特定の地域における独占排他権がビジネスに必要なのかどうかについては、検討プロセスの第一ステップとして、独立した問いとして最初に判断するのが合理的かもしれません。なぜなら、特定の地域において独占排他権は不要であると判断したのであれば、その他の要素を比較検討する必要はなくなるからです。

表 3: 検討すべき主要な要素と質問事項

検討要素	意思決定を行う関係部署への質問事項
1. ビジネス・商業上における独占排他権の必要性	・なぜこの地域で独占排他権が必要なのか？販売、製造、ライセンシング、特許権の売却、クロスライセンス、又は防御的なポジションの確立など。 ・顧客、競合他社や他社の製造拠点はどこにあるか？ ・市場は成長しているか？ ・競合他社はどれだけ容易に、かつ低コストで、この発明を模倣したり回避設計したりできるか？それが自社ビジネスにどのような影響を与えるか？
2. 初期費用と長期的なコスト	・出願、翻訳、現地代理人の起用、審査への対応、権利の取得と維持、さらに、必要に応じて、権利行使にどれだけのコストがかかるか？

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

	・同じ予算を争う他の発明と、ライフサイクル全体にかかる総コストを比較する。 ・手数料、為替レート、代理人費用などは変動するため、最新の見積書や各国内官庁の最新情報を使用する。
3. 保護の質と権利行使の実効性	・この技術分野では、どのような保護が利用可能であり、それはどの程度有用だと見込まれるか？ ・発明の対象としての適格性、予想される審査期間と審査の品質、仮保護、異議申立てや不服申立ての手続、特許発明の実施要件や利用可能な救済措置を確認する。 ・権利行使に要する期間、コストや実効性について、現地弁理士へ確認する。
4. 投資対効果	・ライセンシングや売却の場合、予想される収益と投資総額を比較する。 ・特許が製品販売に直接寄与している場合、製品全体の利益から特許単体の利益のみを正確に特定することは困難。その場合は評価時の前提条件を記録した上で、その特許権が現在の製品・マーケティング戦略において有効に機能しているか、また、継続的な支出に見合う価値があるかを確認する。

参考となる WIPO 資料

WIPO のウェブページ「国内段階への移行」には、このテーマに関する多くの資料（無料で利用可能）が集約されています。また、ウェブサイトから一覧表 “Time Limits for Entering National/Regional Phase under PCT Chapters I and II” も確認できます。詳細は、PCT 出願人の手引の国内段階の概要をご参照ください。

重要なポイント

「予算的に何か国への出願が可能か？」という問いから始めるのではなく、「どの地域においてビジネス上、独占排他権が必要不可欠か？」と問うことから始めてください。それぞれの選択肢について、ライフサイクルコスト（総費用）、権利の実効的な有用性や見込まれる投資対効果に照らし合わせて検証します。この意思決定プロセスでは、多角的視点やエビデンスを検討し、意思決定の根拠となる前提条件を記録してください。そして、ビジネスの進展に合わせて、その決定を定期的に再検証することが重要です。

今後の PCT 研修

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付中

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門（DL101PCT）では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT 10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 11 月 30 日まで WIPO Academy website にて受付中です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

実務アドバイス

国際予備審査の請求について

Q: PCT に基づく国際出願を行い、先日、国際調査機関 (ISA) から見解書を受け取りました。残念ながら、国際調査の結果の一部は好ましくないものでした。PCT 第 II 章に基づく国際予備審査の請求をする価値はあるのでしょうか？もしあるのであれば、この手続にはどのような内容が含まれるのか教えてください。

A: 簡単に言えば、国際予備審査とは、国際段階における任意の手続であり、出願人は、国内段階に移行する各国の国内官庁に個別に抗弁を提出する代わりに、ISA の見解書に対して正式に答弁し、国際出願を補正することができます。これを行うには、管轄する国際予備審査機関 (IPEA) に請求書 (様式 PCT/IPEA/401 (日本語版記入例)) を提出し、関連する手数料を支払う必要があります。

国際予備審査は、国際段階において、出願人が ISA と IPEA の審査官とやり取りができる唯一の機会ですが、その期間は限られています。また、国際段階において、出願人が明細書や図面を補正し (PCT 第 34 条と規則 66)、その補正について審査を受け、審査官の指摘に対して反論を提出できる唯一の機会でもあります。また、出願人は、国際予備審査の期間中、請求の範囲を補正してその審査を受けることも可能です。これは、国際調査の期間中に国際公開がされる前に PCT 第 19 条に基づき提出される、請求の範囲の補正とは異なる点です。

国際予備審査の請求をする権利 (PCT 規則 54)

国際予備審査の請求をする時点で、少なくとも 1 人の出願人が PCT 締約国の居住者又は国民でなければなりません。国際出願日の付与後に、当初の出願人が当該出願の権利を、第 II 章に拘束される PCT 締約国[1] の国民又は居住者ではない出願人に譲渡した場合には、請求する権利を失うことがあります。

国際予備審査の請求後に支払う手数料 (PCT 規則 57 と 58)

出願人は、国際予備審査手数料 (選択した管轄 IPEA によって金額が異なる) と、国際事務局への取扱手数料の 200 スイスフランを支払う必要があります。両手数料とも IPEA に支払います。手数料の金額については、PCT 出願人の手引の附属書 E をご参照ください。手数料は、請求書の提出日から 1 か月以内、又は優先日から 22 か月以内のいずれか遅い方の期間までに支払う必要があります。手数料が支払われるまで審査が開始されないため (PCT 規則 69.1(a))、手数料はできるだけ早くお支払いください。

国際予備審査を請求するメリットとは

前述のとおり、国際出願の明細書や図面を補正したい場合には、国際予備審査を請求する必要があります。また、国際調査機関の見解に同意できない場合も、国際予備審査を請求することで、審査官に考慮してもらうための正式なコメントを提出する機会が得られます。これにより、国際出願の内容から審査官の懸念を取り除き、国際段階において全面的に肯定的な国際予備審査報告を取得できる可能性が高まります。肯定的な報告は、商業的な観点からも有益な情報源となり得ます。国際予備審査がもたらす費用対効果は、国内段階移行する予定の官庁数や、各国の実体特許法の違いを考慮して判断する必要があります。場合によっては、例えば特許対象となる事項に関する各国間の違いを考慮するなど、請求を行

[1] ウルグアイは、PCT 第 64 条(1)(a) に基づき第 II 章の規定に拘束されないことを宣言しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

うよりも、国内段階まで待って、現地の法律や慣行に合わせて補正や反論を調整する方が望ましいこともあるでしょう。

請求時期と請求先

優先日から 22 か月が経過する前であれば国際予備審査を請求することは可能ですが、早期に手続を開始すれば、国際予備審査の手続に充てられる時間が長くなります。したがって、国際調査の結果（通常、優先日から約 16 か月後に到着）を受け取ったら速やかに確認し、請求をするかどうかをできるだけ早く決定してください。時間に余裕があれば、審査官は追加の意見交換の機会を提供してくれる可能性が高くなります。

どの IPEA を利用できるのか、また複数の機関から選択可能なのか、あるいは一つの IPEA に限られるかは、どの受理官庁を利用したかによって決まります。ただし、一部の機関は、自ら国際調査を行った場合に限定して IPEA として対応する場合があります。国際予備審査を請求する前に、希望する機関が、該当する出願の審査を管轄しているかを確認してください。関連情報は、PCT 出願人の手引の附属書 C と E に記載されています。

請求手続

管轄する IPEA が ePCT 経由で請求を直接受け付けていない場合でも、ePCT を利用して国際事務局（IB）経由で請求書を提出することができます。IB は、その請求書を管轄 IPEA に転送します（PCT 規則 59.3）。請求書は、IB がそれを受領した日に提出されたものとみなされますが、手数料の支払期間である 1 か月の期間は、IPEA がその請求書を受領した日から起算されます。

請求書の様式には、IPEA が審査の基礎とするべきものが、当初提出された出願なのか、PCT 第 19 条に基づく補正、及び/又は PCT 第 34 条に基づく補正のいずれであるかを明記し、関連する補正書を添付する必要があります。

IPEA は、原則として、ISA の見解書を自らの最初の見解書とみなします（PCT 規則 66.1 の 2(a)）。そのため、国際予備審査報告を作成する前に、ISA の見解書に加えて、別途見解書を作成する義務はありません。ただし、報告の作成を開始する前に受領した補正や反論は考慮に入れなければなりません（PCT 規則 66.4 の 2）。IPEA が見解書又は報告を発行する時期に関する実務は様々です。したがって、関連する IPEA に直接確認することをお勧めします。一部の IPEA は、出願人が ISA の見解書に対する実質的な答弁を提出し、その答弁に対し異議を申し立てる必要がある場合には、追加の見解書を発行します。ただし、管轄する IPEA が追加の見解書を発行する意向があるかどうかが不明な場合、出願人は、審査官と少なくとも 1 回の対話を確保するために、国際予備審査の請求時に口頭審理を請求すべきです。

また、IPEA は、国際調査報告が作成された日以降に発行された先行技術文献や IPEA が調査のために利用可能となった関連する先行技術文献を発見するための、義務付けられた「トップアップ調査」を行います（PCT 規則 66.1 の 3）。新しく発見された先行技術文献が異議申立てに用いられる場合には、出願人に対し意見を提起する機会が与えられなければなりません。

なお、IPEA は、ISA が調査した請求の範囲のみを審査する義務を負う点にご留意ください。すべての請求の範囲について調査報告が作成されていない場合には（PCT 第 17 条(2)(a)）、国際予備審査の請求をしても、その請求の範囲について効果を生じません。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

IPEA は、国際予備審査の終了時に、特許性に関する国際予備報告第 II 章 (IPRP II – International Preliminary Report on Patentability, Chapter II) (国際予備審査報告 (IPER – International Preliminary Examination Report) とも呼ばれる) を作成します。各国内官庁は、この報告に拘束されるものではありませんが、肯定的な評価を得ることで、国内手続を円滑に進められるだけでなく、特許審査ハイウェイ (PPH – Patent Prosecution Highway) の参加庁において、出願処理の迅速化が可能となります。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレターの以下のバックナンバーに掲載された実務アドバイスをご参照ください。

- 2026 年 2 月号: 国際予備審査を請求した後の PCT 第 34 条に基づく補正書の提出
- 2021 年 9 月号: 国際出願の早期国内段階手続の申請
- 2020 年 9 月号: 第三者による国際予備審査の一件書類中の情報の利用
- 2019 年 6 月号: (PCT 規則 69.1(A) の修正を受けて考慮すべき) 国際予備審査開始のタイミング
- 2010 年 4 月号及び 2010 年 5 月号: 国際予備審査を請求するか否かの決定を行う際に考慮すべき要素 パート 1 と 2

また、第 II 章の手続に関する詳細な説明は、PCT 出願人の手引の国際段階の概要、第 10 章をご参照ください。

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいたすべてのトピックスを掲載できるとは限りませんが、ご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 10 月号 | No.10/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

WIPO が特許・技術部門の新たな責任者を任命

米国の Laura Peter が事務局次長に就任

WIPO は、特許・技術部門の新たな戦略責任者を含む、新シニアマネジメントチームを公表しました。

Laura Peter は 10 月 1 日付けで、6 年間の任期を務める事務局次長に就任しました。Peter 事務局次長は、特許協力条約 (PCT) 制度、特許法条約、ブダペスト条約などを管轄します。

また、標準必須特許、営業秘密や特許に関する法的助言、国際特許制度の漸進的な発展を目的とした WIPO サービスやシステム基盤の近代化など技術部門に関連する WIPO のプログラムも統括することになります。

Peter 事務局次長は、特許法、知的財産管理や技術分野において豊富な実務経験を有しています。これまでの経歴には、米国特許商標庁の副長官を務めたことや、ノースカロライナ大学シャーロット校における知



写真: WIPO/Berrod

今月号のその他のトピックス: グローバル・イノベーション・インデックス 2026 年版が公表 - Global IP Assignment Platform 試行プログラムが開始 - WIPO Wallet について - PCT アップデート - 特集: 2026 年ノーベル生理学・医学賞 - 国際予備審査における官庁からの通知書について

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

的財産や技術移転の統括、企業弁護士や法律コンサルタントとしての数多くの実績が含まれます。

Peter 事務局次長は次のように述べています。「アイデアを、人々の生活向上や、経済の発展、そして世界的な課題の解決に寄与する技術へと変革するためには、強固でグローバルな知的財産制度が不可欠です。

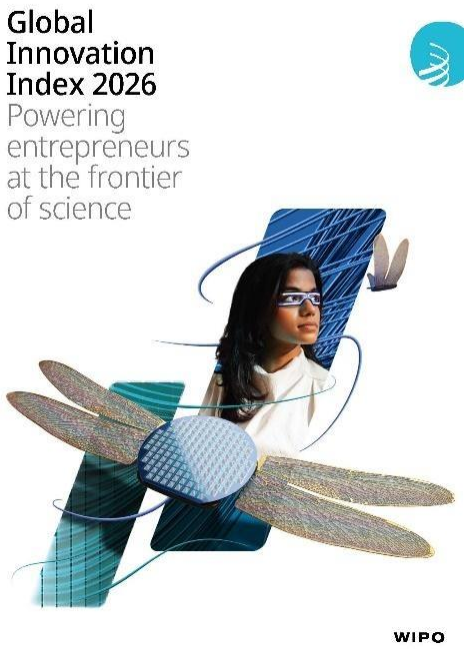
WIPO の優秀なスタッフ、加盟国、知的財産庁、イノベーター、大学や産業界と連携し、WIPO の使命である世界の知財制度強化を推進していくとともに、PCT 制度が高い信頼性と優れた技術基盤を備え、イノベーションと経済成長を効率的に支える制度として今後も発展してくことを期待しています。」

グローバル・イノベーション・インデックス 2026 年版が世界で最も革新的な経済圏を公表

スイスが再び首位を獲得、発展途上国も順位上昇へ

WIPO は、イノベーションの実績に関する年次分析であるグローバル・イノベーション・インデックス (GII) 2026 年版を公表しました。

同報告書は 79 の指標を用いて、139 経済圏のイノベーション・エコシステムを包括的に評価・ランク付けするとともに、世界の主要なイノベーションの動向を明らかにしています。



2025 年と同様、世界で最も革新的な経済圏は依然として、スイス、スウェーデン、米国、韓国とシンガポールでした (訳者注: 日本は 12 位にランクインしました)。トップ 15 に新しくランクインした経済圏はなく、10 位の中国がトップ 30 に入る唯一の中所得経済圏となりました。

インド (本年度 38 位)、ベトナム (43 位)、トルコ (45 位)、フィリピン (52 位)、モロッコ (54 位)、インドネシア (55 位) は、長期にわたり順位を上げており、一方でサウジアラビア (42 位)、カタール (47 位)、モーリシャス (50 位)、ブラジル (53 位)、ヨルダン (60 位)、バーレーン (64 位) も、近年着実に順位を伸ばしています。

本年度の報告書では、ディープサイエンス (先端科学技術) ・アントレプレナーシップが特集されています。これは、先端材料、エネルギー科学、医療技術などの分野におけるスタートアップやスピンアウト企業を対象としたもので、これらの分野では、ソフトウェアやその他のデジタルネイティブ産業に比べて、開発サイクルが長期化しやすく、より多くの資本を必要とする傾向があります。本調査は、こうした企業における特許取得の重要性を浮き彫りにしています。ディープサイエンス系スタートアップの 49%が特許を保有しているのに対し、その他のスタートアップでは保有率はわずか 15%にとどまっています。

GII 報告書の全文やデータの活用については、WIPO ウェブサイトをご確認ください。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO が Global IP Assignment Platform 試行プログラムを開始

新デジタルサービスのプロジェクトが進行中

WIPO は、世界各国の登録済み知的財産権における所有権移転を記録するための、新たなデジタルサービスのパイロットフェーズを開始しました。

Global Intellectual Property Assignment Platform (GIPAP) グローバル知的財産譲渡プラットフォーム (仮訳) は、複数の国や地域の法域にまたがる譲渡申請を、よりシンプル、迅速、かつ低コストで行えるデジタルサービスを提供し、知的財産権の譲渡手続を刷新することを目指しています。本プラットフォームは、クリアリングハウス (一元管理窓口) として機能し、ユーザは一連のガイダンスに従い、複数の知財庁向けの譲渡申請書類の作成、提出、進捗確認を行うことが可能になります。

GIPAP は、連携する知財庁やその他の関係諸機関との広範な協議を経て開発が進められています。詳細は、プロジェクトのウェブページをご確認ください。

WIPO 予納口座 (当座預金口座) が WIPO Wallet へ名称変更

WIPO Wallet が、定期的なサービス利用者向けに簡素化されたデジタル決済を提供

WIPO は、デジタル決済サービスの一部である WIPO 予納口座の名称を変更しました。

WIPO 予納口座は正式に WIPO Wallet となり、PCT 出願関連の WIPO 手数料や、仲裁・調停などのその他のサービスに対する支払いを素早く確実にコスト効率の良い方法で済ませることができます。

WIPO Wallet はスイスフラン建ての予納口座であり、WIPO と定期的に取引を行うお客様の支払いプロセスを簡素化するために設計されています。利用要件は以下のとおりです。

- 初回入金 200 スイスフラン
- 年間 (暦年) 最低 4 回の口座取引

WIPO 予納口座をお持ちの方は特に手続は必要ありません。お客様の口座は WIPO Wallet に自動的に移管されました。口座資金や残高、口座設定は変更なく維持され、決済は全て通常どおり処理されます。

国際事務局の受理官庁へ定期的に PCT 出願する出願人で、WIPO Wallet の口座をまだお持ちでない方は、この機会に口座開設をご検討ください。WIPO Wallet をご利用いただくことで、WIPO への支払いの管理をより簡単かつ効率的に行うことができます。

上級者向け PCT セミナー

WIPO にて毎年行われる上級者向けの PCT セミナーが、2026 年 9 月 30 日と 10 月 1 日に、ジュネーブ本部にて開催されました。

弁理士、パラリーガル、知的財産庁の専門家など PCT の実務経験豊富な参加者が、WIPO 国際事務局の PCT 上級職員とベストプラクティスの再確認、PCT 制度の最新動向や今後の展望について議論を交わしました。本プログラムでは、意見交換や実務経験の共有を促すため、インタラクティブなワークショップや円卓会議が実施されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

主な議論のトピックスには、国際出願における情報提供の要件、情報の開示可能性、国際出願時の宣言の活用、図面の提出要件、受理官庁の選定時における留意点や署名要件などが含まれました。

今年のプログラムでは、中国国家知識産権局 (CNIPA)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知識財産処 (MOIP) など、アジアの主要特許庁における国内段階手続に焦点が当てられました。

また、参加者には、DOCX 形式による国際出願など ePCT システムのさまざまな機能について説明が行われ、国際事務局 PCT オペレーション部の見学も行われました。

本セミナーは対面形式のみで開催され、議論の内容は記録されませんでしたが、取り上げられたトピックスの多くは、今後の PCT ニュースレターの実務アドバイスで特集していく予定です。PCT 制度の実務経験豊富なユーザの皆様には、次回の上級者向け PCT セミナーへの参加をお勧めいたします。また、具体的な研修ニーズにつきましては、WIPO までお問い合わせください。

PCT アップデート

KZ: カザフスタン (手数料)
MG: マダガスカル (受理官庁機能)
SY: シリア・アラブ共和国 (官庁名、問い合わせ先)

官庁名:	Directorate of Commercial and Industrial Property Protection (Syrian Arab Republic) 商工業財産保護局 (シリア・アラブ共和国)
所在地とあて名:	Ministry of Economy and Industry General Directorate of Internal Trade and Consumer Protection Rukn Aldeen Facing Ibn Alnafis Damascus Syrian Arab Republic
ウェブサイト:	https://sit.mitcp.gov.sy

(PCT 出願人の手引 附属書 B (SY) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (欧州特許機構)

2026 年 12 月 1 日より、欧州特許庁が行う国際調査について、オーストラリアドル (AUD) で支払う換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 研修

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付中

WIPO アカデミーが提供するオンラインでのディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門（DL101PCT）では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT 10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 11 月 30 日まで WIPO Academy webpage にて受付中です。

日本語ウェビナー「長年のユーザ企業が語る PCT 活用の本音」の申し込み受付中

WIPO 法務ユーザリレーション部では、WIPO 日本事務所と共に日本語の PCT ウェビナーを準備しています（開催日時: 2026 年 11 月 26 日(木) 午後 2 時～3 時 30 分（日本時間））。パナソニック IP マネジメント株式会社よりゲスト講師をお迎えし、PCT 活用の実務や制度への期待について語っていただきます。参加申し込み時の事前質問欄に、10 月末までにご記入いただいたご質問については、ウェビナー内で紹介させていただく場合があります。ウェビナーの冒頭では、PCT の最新動向をご紹介します。

お申し込みはこちらから。ご参加をお待ちしております。

特集: 注目すべきノーベル賞受賞

ノーベル賞受賞の発見が、イノベーションと特許の新分野を切り拓く

10 月 5 日に発表された 2026 年のノーベル生理学・医学賞は、科学的探究心がいかに現実世界のイノベーションへとつながるかを改めて示しています。

Karl Deisseroth 氏、Peter Hegemann 氏と Georg Nagel 氏は、光（光学技術）を用いて生体（人間の脳を含む）の神経細胞を制御する新技術である、オプトジェネティクス（光遺伝学）の画期的な開発に対し、同等の割合で賞を授与されました。

オプトジェネティクスにより、研究者は神経回路を詳細にマッピングすることが可能となり、幅広い疾患の理解を深め、将来的には治療法の開発につながる可能性があります。こうした多岐にわたる実用的な応用は、基礎科学研究から生まれたものです。

Hegemann 教授は、クラミドモナスと呼ばれる単細胞藻類が、いかにして光を素早く感知し、光に向かって泳ぐのかという長年の謎に興味を抱きました。彼と Nagel 教授は、この藻類から光感受性タンパク質を単離し、それを他の生物の細胞に遺伝子導入することで、光にさらされた際にそれらの細胞が電気信号を発生させることを発見しました。

Deisseroth 教授は、Hegemann 教授や Nagel 教授との共同研究も含め、その成果を基に、現在オプトジェネティクスと呼ばれる手法を開発しました。この手法では、光を用いて神経細胞のオン・オフを切り替えることで、研究者が特定の神経回路の機能を特定できるようになります。

彼らの共同発見は、数多くのイノベーションと特許活動への道を開いています。2026 年 10 月中旬時点で、PATENTSCOPE データベースで「オプトジェネティクス」を検索すると、7,000 件以上の結果が表示され、その中には PCT を通じて出願された 2,000 件以上の国際出願も含まれています。今回のノー

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ベル賞受賞者のうち 2 氏は、数多くの発明において自ら特許出願を行っています。Deisseroth 氏は、主に米国をはじめとするさまざまな国の法域における 142 件の出願で発明者として名を連ねており、Hegemann 氏はそのうち 15 件で共同発明者として名を挙げています。世界の発明者たちは、アルツハイマー病などの神経疾患の治療から、創傷の治癒、坐骨神経痛の緩和、特定の網膜疾患患者の視力回復に至るまで、オプトジェネティクスの多岐にわたる応用可能性について研究を重ねています。

受賞対象となった発見の詳細については、ノーベル賞の公式ウェブサイトをご確認ください。

実務アドバイス

PCT 第 II 章に基づく国際予備審査手続において官庁から通常受け取る通知書について

Q: 出願人が PCT 第 II 章に基づく国際予備審査を請求した際、方式上の欠陥や発明の単一性に関する問題がないと仮定した場合、どのような通知書を受け取ることが予想されますか？

A: 先月号の実務アドバイスでは、PCT 第 II 章に基づく国際予備審査手続の主な特徴について概説しました。国際予備審査は国際段階における任意の手続であり、関連手数料を支払うことで、国際調査の結果が好ましくない場合に国際調査機関 (ISA) の見解書に対して正式に答弁する機会が得られるほか、出願を補正し、その補正内容 (PCT 第 19 条に基づきすでになされた請求の範囲の補正を含む) について審査を受けることが可能な旨を説明しました。

国際予備審査は、国際段階において出願人が国際調査・予備審査機関の審査官とやり取りができる唯一の機会です。ただし、やり取りが可能な期間は限られているため、本手続のメリットを最大限に活かすためには、出願人は、受け取った通知書の内容を精査し、迅速な検討のもと、状況に応じて積極的に対応することが求められます。

受け取る通知書の数や種類は出願ごとに異なりますが、通常、方式上の欠陥が認められない場合には、以下のような通知書が届くことが予想されます。

PCT/IB/368 管轄国際予備審査機関 (IPEA) への国際予備審査請求書の送付の通知書

先月号の実務アドバイスで説明したとおり、国際予備審査の請求は、様式 PCT/IPEA/401 を使用して行います。利用する IPEA が ePCT による直接提出を受け付けていない場合には、ePCT を通じて国際事務局 (IB) 経由で請求書を提出することができます (PCT 規則 59.3)。IB を経由した場合には、必ずこの通知書を受け取るようにしてください。

ごく稀に、特に国際予備審査のために翻訳文が必要となる場合がありますが、その手続は PCT 規則 12.4 に規定されています。

PCT/IPEA/402 国際予備審査請求書の受理通知書
PCT/IPEA/403 予備審査手数料及び取扱手数料の支払に関する通知書

IPEA は、請求書を受理したとき (PCT 規則 61.1(b)) と、所定の手数料 (PCT 規則 57 及び PCT 規則 58) が支払われたか否かについて、出願人に通知します。これらの通知書は通常、請求書の提出後 1 か月以内に発行されます。手数料が支払われるまで国際予備審査は開始されないため (PCT 規則 69.1(a))、限られた期間内に国際予備審査のメリットを十分に活用できるよう手数料は速やかにお支払いください。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT/IB/332 自己が選択官庁とされた旨の通知を受けた選択官庁に関するお知らせ

国際予備審査の請求が効力を生じる指定国は、「選択」官庁と呼ばれます[1]。IB は、選択官庁に対し、その官庁が選択された旨を通知する (様式 PCT/IB/331 を使用、PCT 第 31 条(7)) ほか、出願人に対してもその旨を通知します (PCT 規則 61.3)。

IB は、第 19 条に基づく補正書が提出されている場合には、その写しを IPEA に送付します (様式 PCT/IB/337 に添付)。

PCT/IPEA/408 IPEA 見解書

この通知書は、IPEA が特許性に関する国際予備報告 第 II 章 (IPRP II) を作成するに際し、ISA の見解書に加えて、IPEA としての見解書を別途発行した場合にのみ送付されます。IPEA は、ISA の見解書に対して出願人が行った答弁や補正書を考慮し、さらに追加の見解書を発行することができます (PCT 規則 66.4)。IPEA は、国際予備報告の作成に先立ち、追加の見解書を別途発行する義務はありません。これは、IPEA が IB に対して別段の通知をしない限り、ISA の見解書がそのまま IPEA の見解書とみなされるためです (PCT 規則 66.1 の 2)。

PCT/IPEA/429 出願人との非公式な連絡に関する通知書 - 以下の通知書と併せて
PCT/IPEA/428 出願人との非公式な連絡の記録

IPEA は出願人と非公式の連絡を取った場合、この通知書を発行することができます (PCT 規則 66.6)。

PCT/IPEA/432 補正を考慮しないことの通知書

出願人が補正書又は答弁を提出したものの、IPEA が見解書又は国際予備報告の作成を開始した後にそれらを受理したため考慮に入れなかった場合、IPEA はこの通知書を発行することができます (PCT 規則 66.4 の 2)。

PCT/IPEA/416 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) の送付の通知書 - 以下の通知書と併せて
PCT/IPEA/409 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章)

出願人は、およそ 28 か月後に国際予備審査の結果を受け取ります (PCT 第 36 条、PCT 規則 70 及び 71)。PCT 規則 70 には、国際予備報告とその添付書類 (本報告に添付される差替用紙や書簡) の内容に関する詳細な情報が記載されています。

IPEA は、国際予備報告の写しと優先日から 30 か月後に PATENTSCOPE 上で一般公開される審査関連の書類 (IPEA による見解書、補正書、答弁書や差替用紙など) を、選択官庁に代わって IB へ送付します。出願人は、IB が同報告を受領する前であれば、国際予備審査請求を取り下げることにより、これら審査関連書類の一般への公開を回避することが可能です。

PCT/IB/338 特許性に関する国際予備報告 (第 I 章又は第 II 章) の翻訳文の写しの送付の通知書

IPRP II が英語で作成されていない場合には、IB は、選択官庁のために同報告を英語に翻訳し、優先日から 30 か月の時点でその写しを出願人に送付します (PCT 規則 72.1 及び 72.2)。なお、IB は同報告の

[1] ウルグアイは、PCT 第 64 条(1)(a) に基づきその旨の宣言を行ったため、第 II 章の規定に拘束されません。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

添付書類の翻訳は行わないため、それらの翻訳は出願人の責任となる点にご留意ください。

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいたすべてのトピックスを掲載できるとは限りませんが、ご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY